

令和7年度湯川村下水道事業
経営戦略改定業務
報告書

令和8年3月

福島県 湯川村

目 次

はじめに	1
第1章 総論	3
1-1. 目的	3
1-2. 改定フロー	4
第2章 基礎調査	5
2-1. 基礎調査	5
2-2. 下水道事業の概要	7
第3章 下水道事業の現状及び見通しと課題の抽出	11
3-1. 人口の推移と見通し	11
3-2. 下水道事業の整備状況	16
3-3. 経営・財務の状況	19
3-4. 課題の抽出	22
第4章 経営の基本方針	24
第5章 計画期間の設定	25
第6章 投資・財政計画の策定	26
6-1. 投資試算の検討	26
6-2. 財源試算の検討	28
6-3. 投資・財政計画の策定	31
第7章 効率化・健全化の取り組みへの提案	32
今後の展望	34
= 巻末資料 =	
下水道ロードマップ	[別添1]
総務省 提出書類	[別添2]

はじめに

下水道は、生活環境の改善及び公共用水域の水質保全を目的にしたインフラ整備である。近年では、若者の地域定着や活性化のために必要不可欠なインフラとも言われている。このため、全国的な汚水処理人口普及率^{※1}は93.7%（令和6年度末）まで到達し、おおむね概成してきたところである。

これまで整備された下水道施設は、ストックとして汚水処理を継続し、社会経済情勢の多様化に対応するための健全性が求められている。その経営は、建設投資、維持管理費、人件費を使用料金、一般会計からの繰入金により賄っていることから、地方公共団体の財政運営全体に影響を与えている。

今後の下水道事業は、急速な人口減少等に伴うサービス需要及び料金収入の減少や施設の老朽化に伴う更新需要の増大など、下水道事業をとりまく経営環境が厳しさを増すことを踏まえ、管理体制（人）、施設管理（モノ）、経営管理（カネ）の課題を解決し、将来にわたり住民生活に必要なサービスを安定的に提供していくためには、経営戦略の策定・改定や抜本的な改革等の取り組みを通じ、経営基盤の強化と財政マネジメントの向上を図ることが求められる。

国は、令和2年度までに経営の基本計画である「経営戦略」の策定を求め、令和7年度までの改定を要請しており、本業務は、国の経営戦略の改定の要請に対応するものである。

また、経営基盤の強化と財政マネジメントの向上に、よりの確に取り組むため、公営企業会計の適用拡大や経営比較分析表の活用等による「見える化」を推進することが求められており、平成31年1月の総務大臣通知等により行政人口3万人未満の自治体については令和5年度までに地方公営企業法の適用が求められた。本村においては令和6年度から財務適用し、公営企業会計に移行した。

本村の特定環境保全公共下水道事業は、平成9年度より着手している。農業集落排水事業は、平成8年度に着手し、平成14年度に事業完了している。完了後も、起債償還や維持管理により村の財政を圧迫し、さらに、汚水処理単価は特定環境保全公共下水道事業は約500円/m³、農業集落排水事業は約310円/m³と全国平均より高額となっている。

また、下水道事業着手当初の施設は30年を迎えるため、今後老朽化対策を講じ、計画的な維持管理により施設の延命化、費用の平準化を図る。さらに、安定した住民サービスの提供かつ健全な下水道運営を行うことが重要である。

※1 汚水処理人口普及率：総人口に対して、公共下水道、特定環境保全公共下水道、集落排水事業、合併浄化槽、コミュニティプラントなどの処理を行っている人の割合

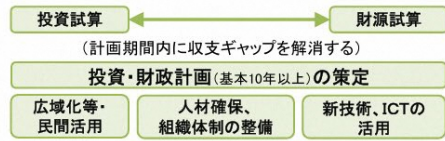
公営企業の現状及びこれからの課題

- 急激な人口減少等に伴い、サービス需要が大幅に減少するおそれ
 - 施設の老朽化に伴う更新需要の増大
 - 職員数が減少する中、人材の確保・育成が必要
 - 特に中小の公営企業では、現在の経営形態を前提とした経営改革の取組だけでは、将来にわたる住民サービスを確保することが困難となる懸念
- } ➡ さらに厳しい経営環境

更なる経営改革の推進

経営戦略の策定・改定

- 経営戦略に基づく計画的かつ合理的な経営を行うことにより、経営基盤を強化し、財政マネジメントを向上
- 中長期の人口減少の推計等を踏まえた、ストックマネジメントの成果や将来需要予測を反映させながら、投資・財政計画を策定
- 各公営企業において、令和7年度までに改定を行う



相互に反映

抜本的な改革の検討

- 公営企業が行っている事業の意義、経営形態等を検証し、今後の方向性について検討



※ 広域化等とは、事業統合をはじめ施設の共同化・管理の共同化などの広域的な連携、下水道事業における最適化などを含む概念

公営企業の「見える化」

- 複式簿記による経理を行うことで、経営・資産の状況の「見える化」を推進
 - 将来にわたり持続可能なストックマネジメントの推進や、適切な原価計算に基づく料金水準の設定が可能
 - 広域化等や民間活用といった抜本的な改革の取組にも寄与
- 経営指標の経年分析や他の地方公共団体との比較を通じて、経営の現状及び課題を分析

公営企業会計の適用拡大

経営比較分析表の作成・公表

25

出典：全国都道府県・指定都市公営企業管理者会議（令和7年1月27日開催）

資料1-5 公営企業等の更なる経営改革の推進について

第1章 総論

1-1. 目的

本村の下水道事業会計は、令和6年度4月より地方公営企業法を財務適用し、特定環境保全公共下水道事業と農業集落排水事業の二つの事業種別により運営している。

本業務は、下水道事業を村民の生活基盤となる社会資本とし、下水道サービス水準の維持向上を図るとともに、公営企業として安定的・継続的な事業経営を推進するための中長期的な経営の基本計画である経営戦略を改定するものである。

経営戦略は、特別会計単位での策定が要請されていることから、下水道事業会計全体の経営戦略を策定するものであるが、投資・財政計画は、経営戦略策定・改定のガイドラインに従い特定環境保全公共下水道事業と農業集落排水事業のそれぞれで策定する。

1-2. 改定フロー

本業務は、以下のフローに従って作成する。

改定に当り、下水道事業に対する状況を把握するために、基礎調査を実施する。基礎調査では、策定に必要な資料収集から始まり、過年度の決算統計や関連資料から下水道事業の整備状況及び投資状況などを把握し、これらを整理・分析する。経営戦略の目指すところに基本方針を設定し、計画期間中の投資及び財源の試算、各年次における計画の策定と並行して課題の抽出をする。最後に、下水道事業の今後の経営の効率化及び健全化を提案し経営戦略とする。

投資・財政計画（収支計画）については、毎年度進捗管理を行うとともに、5年ごとに見直しを行うことにより、本経営戦略の事後検証、更新を行っていく。

なお、経営状況の変化に応じて必要と判断される場合は、5年を待たず、適宜見直しを実施することとする。

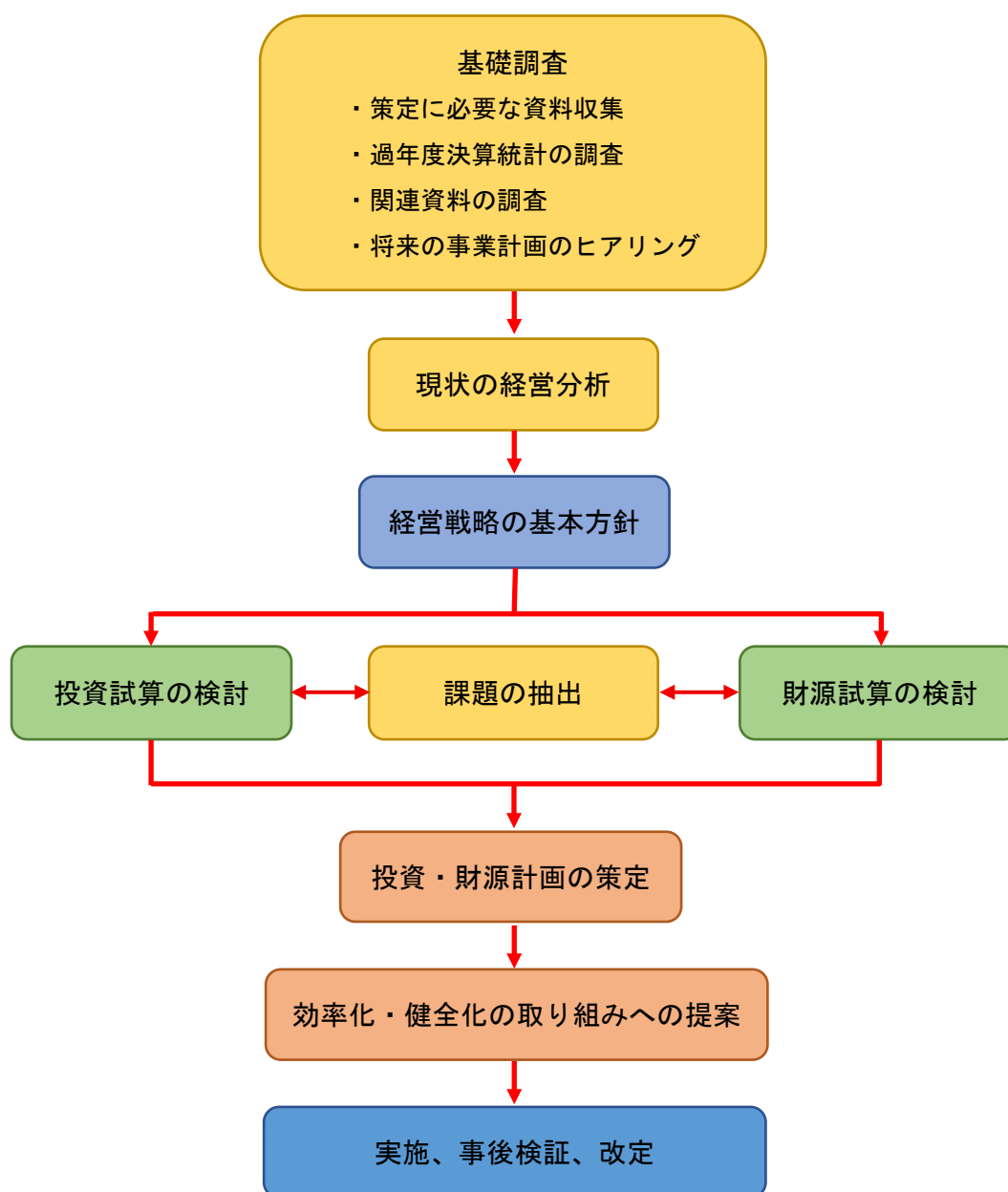


図 1-1 経営戦略改定フロー

第2章 基礎調査

本業務対象事業を計画的かつ合理的に経営していくための経営戦略を改定するために以下に掲げる事項の調査を行い整理する。

調査する資料は以下のとおりである。

2-1 基礎調査

【上位計画に関する調査】

- ・第五次湯川村振興計画
- ・湯川村まち・ひと・しごと創生人口ビジョン総合戦略
- ・下水道 BCP 関連・下水道防災計画等関連

【特定環境保全公共下水道事業に関する調査】

- ・総務省 地方公営企業決算状況調査 令和2～6年度（表2-1参照）
- ・令和7年度湯川村下水道事業会計予算書
- ・総務省 経営比較分析表 令和6年度決算
https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/c-zaisei/kouei/r06keieihikakubunsekihyo.html
- ・企業債償還金 借入別一覧 令和8～令和37年度
- ・減価償却費 予測固定資産明細表 令和8～令和37年度
- ・長期前受金戻入 財源別予測固定資産明細表 令和8～令和37年度
- ・資産調査算定シート（令和7年度取得、令和8年度以降予測分）
- ・ストックマネジメント計画（令和7年度）
- ・下水道全体計画（令和4年度）
- ・湯川浄化センター耐水化計画

【農業集落排水事業に関する調査】

- ・総務省 地方公営企業決算状況調査 令和2～6年度（表2-2参照）
- ・令和7年度湯川村下水道事業会計予算書
- ・総務省 経営比較分析表 令和6年度決算
https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/c-zaisei/kouei/r06keieihikakubunsekihyo.html
- ・企業債償還金 借入別一覧 令和8～令和37年度
- ・減価償却費 予測固定資産明細表 令和8～令和37年度
- ・長期前受金戻入 財源別予測固定資産明細表 令和8～令和37年度
- ・資産調査算定シート（令和7年度取得、令和8年度以降予測分）
- ・下水道全体計画（令和4年度）

表 2-1 地方公営企業決算状況調査（特定環境保全公共下水道事業）

事業種別	資料名	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
特定環境保全公共下水道事業	10. 施設及び業務概況に関する調	●	●	●	●	●
	20. 損益計算書	-	-	-	-	●
	21. 費用構成表	●	●	●	●	●
	22. 貸借対照表	-	-	-	-	●
	23. 資本的収支に関する調	-	-	-	-	●
	24. 地方債（企業債）に関する調	●	●	●	●	-
	25. 職種別給与に関する調	-	-	-	-	●
	26. 歳入歳出決算に関する調	●	●	●	●	-
	32. 経営分析に関する調（一）	●	●	●	●	●
	33. 経営分析に関する調（二）	●	●	●	●	●
	40. 繰入金に関する調	●	●	●	●	●
	45. 企業債年度別償還状況調	●	●	●	●	●
	52. その他	●	●	●	●	●

※令和6年度より法適用している。

表 2-2 地方公営企業決算状況調査（農業集落排水事業）

事業種別	資料名	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
農業集落排水事業	10. 施設及び業務概況に関する調	●	●	●	●	●
	20. 損益計算書	-	-	-	-	●
	21. 費用構成表	●	●	●	●	●
	22. 貸借対照表	-	-	-	-	●
	23. 資本的収支に関する調	-	-	-	-	●
	24. 地方債（企業債）に関する調	●	●	●	●	-
	25. 職種別給与に関する調	-	-	-	-	●
	26. 歳入歳出決算に関する調	●	●	●	●	-
	32. 経営分析に関する調（一）	●	●	●	●	●
	33. 経営分析に関する調（二）	●	●	●	●	●
	40. 繰入金に関する調	●	●	●	●	●
	45. 企業債年度別償還状況調	●	●	●	●	●
	52. その他	●	●	●	●	●

※令和6年度より法適用している。

2-2. 下水道事業の概要

本村の下水道事業は、生活環境の改善及び公共用水域の水質保全の観点から、平成6年度の「全県域下水道化構想」の策定マニュアルに沿って下水道整備方針を位置づけた。

そこで、村の東側地区を「特定環境保全公共下水道事業 湯川処理区」の事業種別として選定し、平成8年に全体計画区域113.0ha、そのうち84haを対象にした事業計画として認可を受け事業着手した。その後、新たな住宅団地等の追加により118ha、事業計画区域89haとした。

令和6年度末の接続状況は69.2%（接続人口1,270人/区域内人口1,835人）である。

また、村の西側地区を「農業集落排水事業 勝常処理区」の事業種別として平成8年度に事業計画区域67haとして事業に着手し、平成14年度に整備を完了している。

令和6年度末の接続状況は78.5%（接続人口884人/区域内人口1,126人）である。

両事業とも接続率向上に向けて住民への普及啓発活動を行っている。



図2-1 湯川浄化センター



図2-2 勝常地区農業集落排水処理施設

表 2 - 3 特定環境保全公共下水道事業の概要 (湯川処理区)

	全体計画	事業計画
策 定 年 度	令和 4 年策定	
計 画 目 標 年 次	令和 9 年度	
排 除 方 式	分流式	
下 水 道 計 画 区 域	118ha	89ha
計 画 人 口	1,986 人	
日 平 均 計 画 汚 水 量	655 m ³ /日	
日 最 大 計 画 汚 水 量	844 m ³ /日	
時 間 最 大 計 画 汚 水 量	1,579 m ³ /日	
管 渠 整 備 延 長	25,504.89m (下水道台帳)	
マ ン ホ ー ル ポ ン プ	12 か所	
処 理 方 式	オキシデーションディッチ法	
供 用 開 始	平成 15 年 4 月 22 日	
令 和 6 年 度 年 間 総 処 理 水 量	135,936 m ³ /年	
令 和 6 年 度 晴 天 時 最 大 処 理 水 量	487 m ³ /日	

表 2-4 農業集落排水事業の概要 (勝常処理区)

策 定 年 度	平成 8 年度
完 了 年 度	平成 14 年度
排 除 方 式	分流式
下 水 道 計 画 区 域	67ha
計 画 人 口	1,510 人
日 平 均 計 画 汚 水 量	407 m ³ /日
日 最 大 計 画 汚 水 量	498 m ³ /日
時 間 最 大 計 画 汚 水 量	1,177 m ³ /日
管 渠 整 備 延 長	15,740.09m (下水道台帳)
マ ン ホ ー ル ポ ン プ	5 か所
処 理 方 式	オキシデーションディッチ法
供 用 開 始	平成 13 年 6 月 1 日
令 和 6 年 度 年 間 総 処 理 水 量	76,116 m ³ /年
令 和 6 年 度 晴 天 時 最 大 処 理 水 量	275 m ³ /日

第3章 下水道事業の現状及び見通しと課題の抽出

下水道を取り巻く環境を的確に把握するため、整備状況や経営・財務等から現状を把握し分析する。

さらに、将来における良好な経営を行うための課題を抽出する。

3-1. 人口の推移と見通し

下水道事業は、住民生活から排出された汚水を処理する事業のため、汚濁源である住民人数は経営を大きく左右する。このため、本村の行政区域内人口の推移から今後の行政区域内人口の予測を行い、さらに当該地区内人口を設定し、今後の費用の収支を検討する必要がある。

以下に人口推移と今後の予測を検討する。

(1) 行政区域内人口の現状

本村の行政区域内人口の推移は、平成18年までは3,700人台で横ばいであったが、それ以降は減少傾向にある。

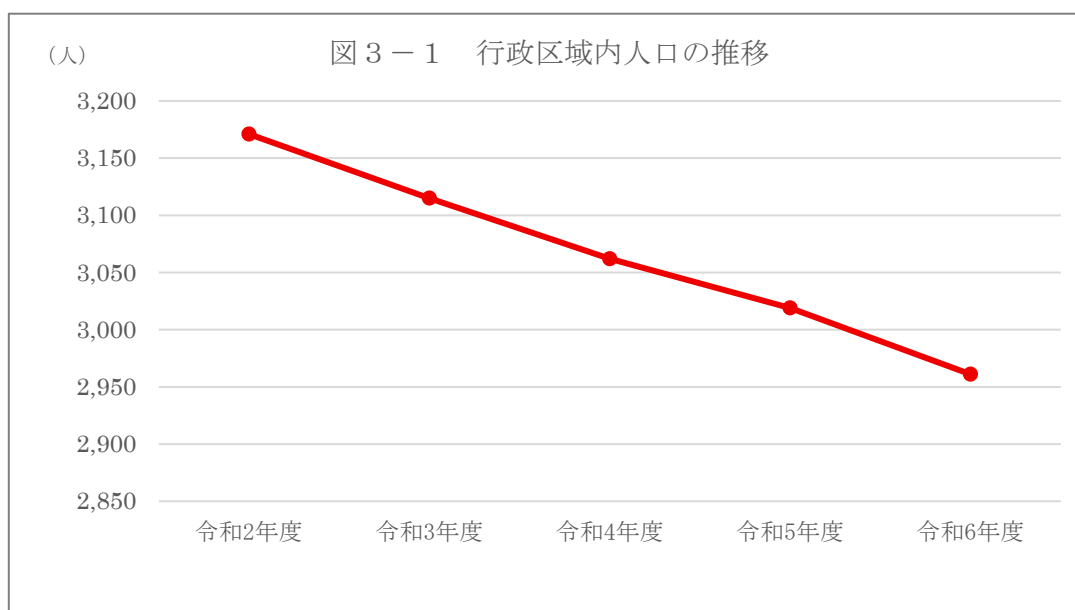
令和2年では3,171人であった人口は、令和6年に2,961人と5年間で210人減少し、年間の平均減少は約40人である。この傾向は今後も同じように続くと予想される。

表3-1 行政区域内人口の推移

(単位：人)

項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
行政区域内人口	3,171	3,115	3,062	3,019	2,961

出典：総務省 地方公営企業年鑑



(2) 行政区域内人口の見通し

行政区域内人口が減少傾向にあるのは全国的な傾向であり、本村も同様である。

しかしながら、減少率をできるだけ抑制していく努力も欠かせないところである。

本検討では、全国の人口予測を行っている「国立社会保障・人口問題研究所（以下「社人研」と称す）による予測及び上位計画である「第五次湯川村振興計画」・「湯川村まち・ひと・しごと創生人口ビジョン総合戦略」（以下「上位計画」と称す）から推測する。

両者の人口予測は、コーホート要因法といった自然的要因と社会的要因を考慮して人口トレンドを行っている。

社人研の予測では、15年後の令和22年に2,383人、25年後の令和32年には2,021人となる。

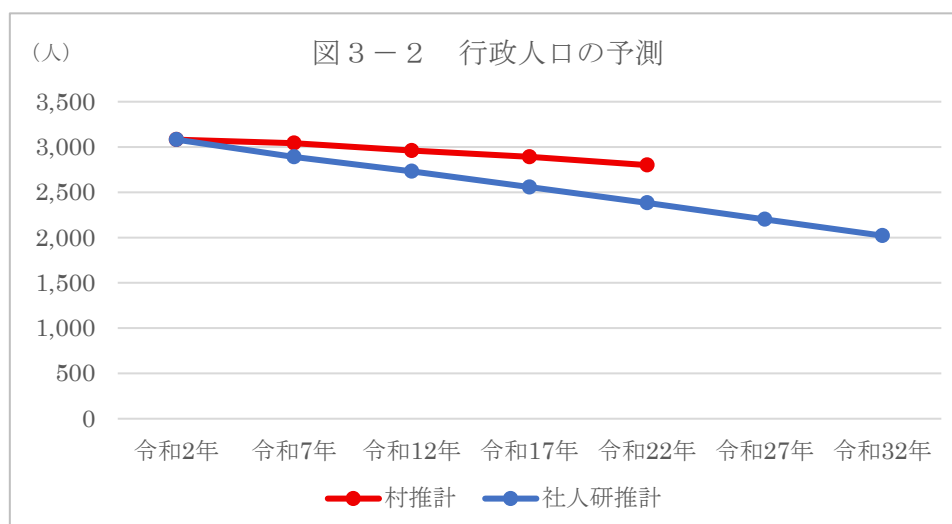
一方、上位計画の将来値は、村の施策など考慮して人口減少抑制などの対策・期待を含めて、令和22年に2,800人になると推定している。

表3-2 行政人口の予測

(単位：人)

項目	実績	予測					
	令和2年 (2020年)	令和7年 (2025年)	令和12年 (2030年)	令和17年 (2035年)	令和22年 (2040年)	令和27年 (2045年)	令和32年 (2050年)
村推計	3,081	3,042	2,960	2,891	2,800	-	-
社人研		2,890	2,731	2,557	2,383	2,201	2,021

出典：湯川村 第2期まち・ひと・しごと創生人口ビジョン・総合戦略（令和3年3月）
日本の地域別将来推計人口 令和5年（2023）年推計 社人研



今後の人口予測は、村の施策や社会経済情勢の影響を大きく受けるため、上位計画や本村の状況を十分に把握して決定する必要がある。

上位計画は令和3年策定であり社人研の予測時点よりもやや古く、また、保守的観点から、本計画では実態により近い社人研の予測値を採用する。

(3) 下水道経営に関わる人口の予測

本業務の目的である下水道経営戦略に関わる人口は、処理区域内人口と水洗化人口である。

このため、供用開始後の各人口の実績推移から今後の見通しを推定する。

前項で行政人口は減少する見通しと設定したため、処理区域内人口と水洗化人口についても大幅な伸びを期待することはできない。

以下の検討により処理区域内人口と水洗化人口を設定する。

①特定環境保全公共下水道事業

■処理区域内人口：前年度の処理区域内人口に人口予測に基づく年平均人口増減率を乗じたもの

■水洗化人口：処理区域内人口に令和6年度の水洗化率を乗じたもの

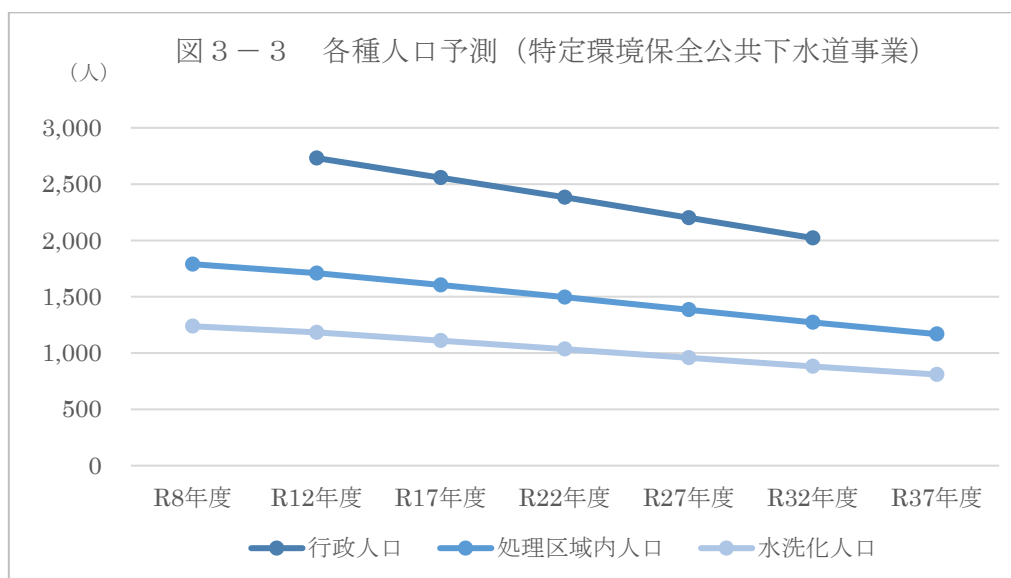
以上の推定から各種人口を予測すると「表3-3 各種人口予測（特定環境保全公共下水道事業）」及び「図3-3 各種人口予測（特定環境保全公共下水道事業）」のとおりである。

表3-3 各種人口予測（特定環境保全公共下水道事業）

(単位：人)

事業計画年度	R8年度	R12年度	R17年度	R22年度	R27年度	R32年度	R37年度
行政人口	-	2,731	2,557	2,383	2,201	2,021	-
処理区域内人口	1,789	1,709	1,604	1,496	1,384	1,272	1,168
水洗化人口	1,238	1,183	1,110	1,035	958	881	809

行政人口 出典：日本の地域別将来推計人口 令和5年（2023）年推計 社人研



行政人口の減少に伴い、処理区域内人口の減少は避けられず、令和 37 年度には 1,168 人になると推測され、令和 6 年度処理区域内人口 1,835 人から 667 人減少する予測となっている。

水洗化人口は、処理区域内人口に令和 6 年度の水洗化率 (69.2%) を乗じ推定した結果、計画最終年度の令和 37 年度には 809 人になると推測され、令和 6 年度水洗化人口 1,270 人から 461 人減少する予測となっている。

但し、将来人口の推定は、今後の湯川処理区の全体計画を見直す際に、本検討を踏まえ見直していく必要がある。

②農業集落排水事業

■ 処理区域内人口：前年度の処理区域内人口に人口予測に基づく年平均人口増減率を乗じたもの

■ 水洗化人口：処理区域内人口に令和 6 年度の水洗化率を乗じたもの

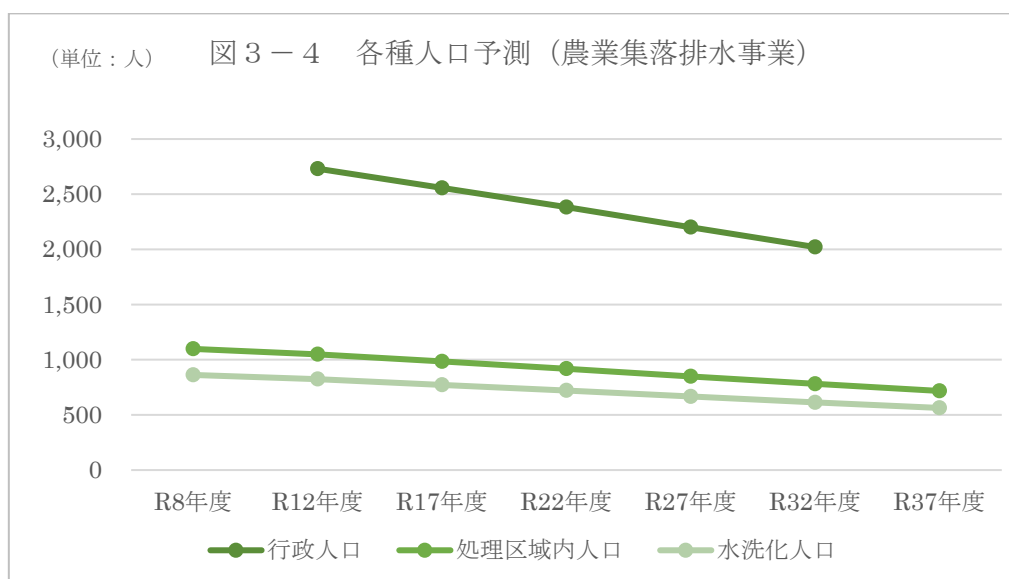
以上の推定から各種人口を予測すると「表 3-4 各種人口予測（農業集落排水事業）」及び「図 3-4 各種人口予測（農業集落排水事業）」のとおりである。

表 3-4 各種人口予測（農業集落排水事業）

(単位：人)

事業計画年度	R8 年度	R12 年度	R17 年度	R22 年度	R27 年度	R32 年度	R37 年度
行政人口	-	2,731	2,557	2,383	2,201	2,021	-
処理区域内人口	1,098	1,049	984	918	849	781	717
水洗化人口	862	824	772	721	667	613	563

行政人口 出典：日本の地域別将来推計人口 令和 5 年 (2023) 年推計 社人研



行政人口の減少に伴い、処理区域内人口の減少は避けられず、計画最終年度の令和 37 年度には 717 人になると推測され、令和 6 年度処理区域内人口 1,126 人から 409 人減少する予測となっている。

水洗化人口は、処理区域内人口に令和 6 年度の水洗化率(78.5%)を乗じ推定した結果、計画最終年度の令和 37 年度には 563 人になると推測され、令和 6 年度水洗化人口 884 人から 321 人減少する予測となっている。

加入率向上のためにより一層の普及啓発活動を行い、成果を期待することとする。

3-2. 下水道事業の整備状況

事業着手からこれまで実施してきた下水道施設の整備状況を整理し、今後の整備計画を策定する。

(1) 管きょ施設の整備状況と見通し

特定環境保全公共下水道事業の管きょ施設は、平成9年度から整備を開始し、整備のピークは平成15年度であり、平成17年度までに当初整備を完了している。その後、平成26年度、平成30年度、令和4度の新たな住宅団地建設等により現在の整備延長は約25kmである。着手時の管きょ施設は経過年数29年を迎える。

農業集落排水事業の管きょ施設は平成8年度の事業着手より整備を開始し、平成14年度に整備を完了しており、整備延長は約16kmである。着手時の管きょ施設は経過年数30年を迎える。

管きょの標準耐用年数は50年であるが、維持管理によっては延命化が図れる。本村でも今後継続した機能維持を図るためには、両事業ともストックマネジメントの導入を図っていく必要がある。

(2) マンホールポンプ施設

特定環境保全公共下水道事業のマンホールポンプは12箇所あり、平成11年度整備が最も古い施設である。機械電気設備は平成14年度から平成17年度に設置している。

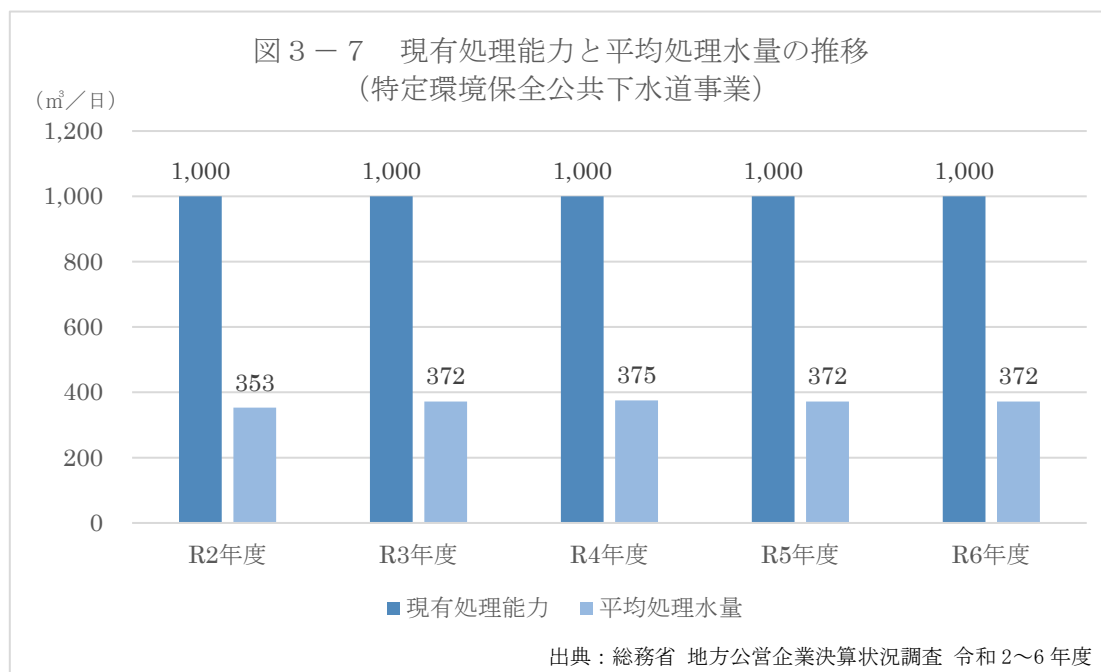
農業集落排水事業のマンホールポンプは5箇所あり、平成9年度整備が最も古い施設である。機械電気設備は平成12年度から平成13年度に設置している。

機械電気設備のほとんどが耐用年数7～20年を経過しているため、今後定期的な診断を行い保全に努めることが望ましいと思われる。

(3) 処理施設

特定環境保全公共下水道事業の処理場建設は平成9年度に着手し、平成15年度から稼働している。平成17年度にはすべての施設が完成し、令和6年度は、年間総処理水量135,936 m³/年（有収水量122,874 m³/年）を処理している。

現有能力は1,000 m³/日に対し、令和6年度末の流入量は372 m³/日と少なく、処理能力に余剰があるといえる。



農業集落排水事業の処理場建設は平成 8 年度に着手し、平成 13 年度から稼動している。平成 14 年度にはすべての施設が完成し、令和 6 年度は、年間総処理水量 76,16 m³/年（有収水量 74,594 m³/年）を処理している。

現有能力は 445.5 m³/日に対し、令和 6 年度末の流入量は 209 m³/日と少ないため、処理能力に余剰があるといえる。



3-3. 経営・財務の状況

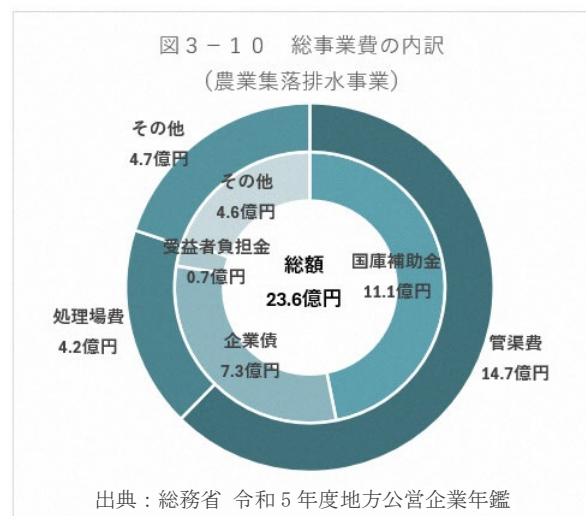
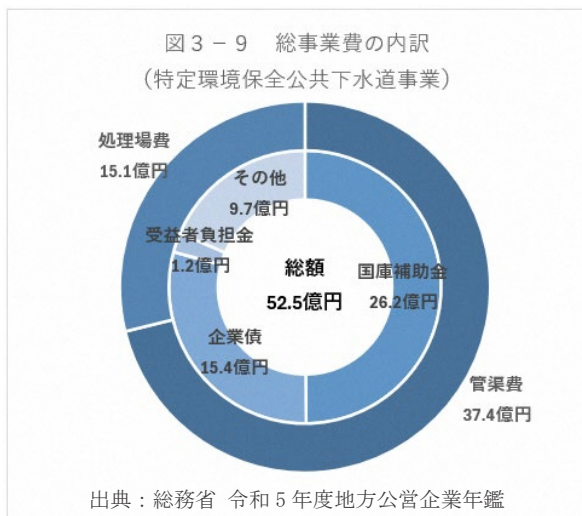
特定環境保全公共下水道事業は、平成8年度から施設建設費として約50億円投資している（事業費としては約53億円）。管路整備費は約37億円で施設建設費の約7割であり、この中にはマンホールポンプ場も含まれる。

農業集落排水事業は、平成8年度から施設建設費として約24億円投資している。管路整備費は約15億円で施設建設費の約7割であり、この中にはマンホールポンプ場も含まれる。

事業継続するには改築更新による機能確保が必要であるが、耐用年数で改築更新していくと同じ投資の周期となるため、改築更新の投資費用を平準化させることが望ましい。

特定環境保全公共下水道事業の財源は、約半分の26億円は国庫補助金であり、残りを本村財源で賄っている。現在のところ使用料金では起債分を賄いきれず、一般会計からの繰入金により運営している状況である。令和6年度における一般会計からの繰入金は、収益的収入分が6,499万円/年、資本的収入分が3,333万円/年であり、村財政を圧迫している。

農業集落排水事業の財源は、約半分の11億円は国庫補助金であり、残りを本村財源で賄っている。現在のところ使用料金では起債分を賄いきれず、一般会計からの繰入金により運営している状況である。令和6年度における一般会計からの繰入金は、収益的収入分が2,895万円/年、資本的収入分が1,585万円/年であり、村財政を圧迫している。



経営比較分析表（令和6年度決算）

福島県 湯川村

業種名	業種名	類似団体の区分	管理者の情報	人口(人)	面積(km ²)	人口密度(人/km ²)
主用途	下水処理場	F2	非設置	2,980	16.37	182.04
資金不足比率(%)	自己資本構成比率(%)	有効率(%)	1か月20cm ³ 当り家庭排水量(m ³)	処理区域域内人口(人)	処理区域面積(km ²)	処理区域域内人口密度(人/km ²)
-	89.92	98.00	3,960	1,126	0.67	1,880.60
			普及率(%)			
			38.03			

グラフ凡例

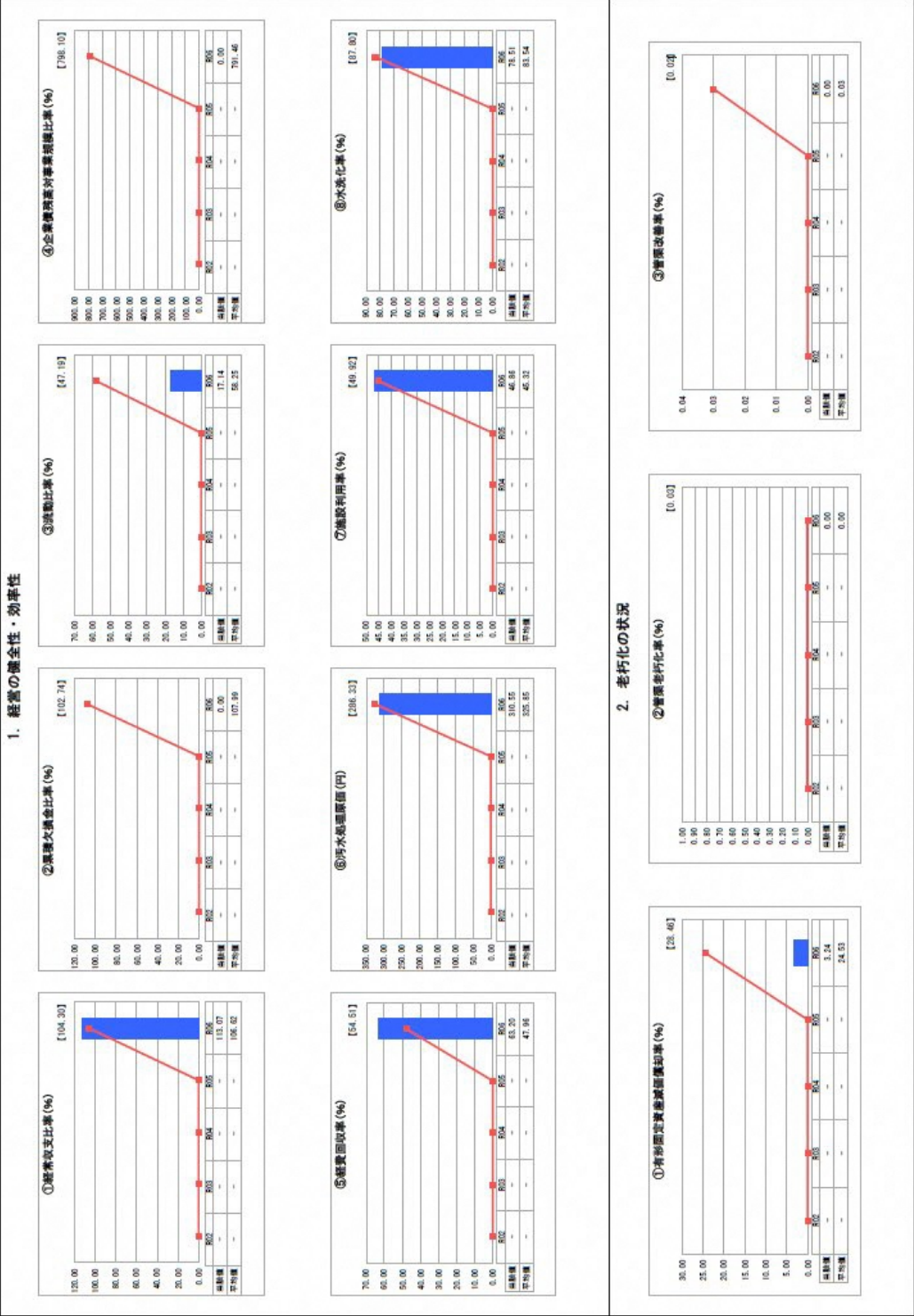
- 湯川村
- 類似団体平均値(相対値)
- 類似団体平均値(平均値)
- 令和6年度全国平均

分析欄

1. 経営の健全性・効率性について
 経営の健全性について、経常収支比率が113.07%、累積欠損率比率が0%となっているが、経常回収率が63.2%となっており、汚水処理費の約4割を使用者収入以外の収入(主に一般会計からの繰入金)で賄っている。処理区域は類似団体平均値と比較して低いが、全国平均値と比較すると高くなっている。経常回収率は類似団体平均値より高くなっているが、経営の効率性を高めるための取り組みが必要である。処理区域は類似団体平均値と同程度であるが、処理区域域内人口が減少傾向にあることから、過大スベックとなっている現状にある。

2. 老朽化の状況について
 事業老朽化率と事業改善率は40%であり、現在、大規模な事業の改善計画はないが、使用開始から23年が経過し、今後、老朽化が進捗する状況にある。機械・電気設備の維持管理・更新費用が増加傾向にあるため、計画的な管理を図る必要がある。

全体総括
 今後、設備の修繕や更新投資の増加が予想され、経営の健全性・効率性に懸念が生じ得る。人口減少による収益の低下も予想され、使用者収入の増加は見込みがにくい。このような状況の中、経営の健全性・効率性を高めるための取り組みが必要である。



2. 老朽化の状況

※ 「経常収支比率」、「累積欠損率比率」、「流動比率」、「有形固定資産減価償却率」及び「営業老朽化率」については、法務省公表の類似団体平均値及び全国平均値を算出しています。

3-4. 課題の抽出

これまでの村の状況から下水道事業の課題を抽出すると次のとおりである。

(1) 施設の改築更新

特定環境保全公共下水道事業は、平成9年度に事業に着手し、同年から管きよ整備、翌年から処理施設の建設を行い、平成15年度に一部供用開始した。

農業集落排水事業は、平成8年度に事業に着手し、同年から管きよ整備、翌年から処理施設の建設を行い平成13年度に供用開始した。

現在は、いずれも新設の建設工事は完了し、処理施設・管きよ施設の維持管理が主体となっている。

今後は、老朽化している機械電気設備の改築更新事業が始まるため、計画的な改築更新と効率的な汚水処理のあり方が求められる。

(2) 災害・危機管理対策

災害が発生した場合は、被災した下水道施設の特定を行い、影響を受ける範囲を把握し村民に周知するとともに、緊急対策を実施する必要がある。

このため、本村では、福島県下水道防災計画及び福島県が策定した下水道業務継続計画（BCP）に基づき、福島県下水道合同防災訓練に参加している。今後も継続して取り組む必要がある。また、近年全国的に増加している豪雨災害による浸水対策として、浸水区域内にある設備の耐水化にも取り組む必要がある。

(3) 下水道事業の経営

下水道計画区域内の管きよ整備は完了している一方で、未加入の家屋が多いため、普及促進活動を拡充する必要がある。

また、供用開始から特定環境保全公共下水道事業は22年、農業集落排水事業は24年が経過し、処理施設の機械電気設備の大半が耐用年数を迎え、改築更新への転換期である。維持管理面では老朽化や劣化などが発生していくため、ストックマネジメントを実施し、計画的な維持管理を行い、改築更新の費用を平準化させ村財政を圧迫しないようにする必要がある。

また、少子高齢化により人口の減少が避けられない状況であるため、収益の増加が期待できない。今後、事業を継続していくためには財源確保は必須であるが、かなり厳しい状況となる。

(4) サービス

使用料における窓口対応、検針、徴収などの業務は、民間企業などに委託の継続が必要である。また、広報誌やホームページなどにより情報公開を行い、村民に下水道事業の必要性の周知を継続して行っていく必要がある。

下水道施設の機能停止、機能低下を避け、利用者が継続して利用できるように努めることが求められる。

(5) 人材育成

村内には専門の職員を配置することが難しく、業務のノウハウや技術継承が課題である。

近隣市町村との事業統合や維持管理の共同化（広域化・共同化）も視野に入れて、職員の教育として研修の受講を積極的に行い、専門の人材を確保する必要がある。

第4章 経営の基本方針

今後の下水道事業のあり方について、経営的視点、さらには住民の視点から目標を掲げ、基本方針として設定する。

(1) 安全・安心でだれでも住める村

- ・生活に必要不可欠な下水道を継続的に機能させるために、ストックマネジメント計画に基づき、下水道施設の維持管理を計画的に実施していく。
- ・災害時の被害による機能停止・低下を最小限にするため、総合的な地震対策に取り組み耐震化を図る。
- ・近年全国的に増加している豪雨災害による浸水対策のため、浸水区域内にある設備の耐水化について検討する。
- ・生活環境の保全のため下水道への全戸加入を目指し、普及促進する。

(2) 安定した経営基盤の確立

- ・平成8年から投資した下水道施設は、経過による老朽化や施設使用による劣化が生じる。このため、事業継続には改築や更新するための費用が掛かるため、できる限り費用の平準化を図る。
- ・下水道事業は、生活に不可欠なインフラであるが、事業継続には経営が黒字であることが求められるため、安定した収入の確保と支出の抑制に努める。
- ・住民には、下水道施設の機能の継続を確保し、安定したサービスを提供する。

(3) エネルギー化

- ・下水道施設には、水とバイオマス（バイオマスとは、生物資源（bio）の量（mass）を表す概念で、一般的には「再生可能な、生物由来の有機性資源で化石資源を除いたもの」をバイオマスと呼ぶ）といったエネルギーがある。
このため、これらを活用し、下水道経営に寄与できるシステム構築を検討する。

(4) 体制

- ・下水道事業に関わる職員の確保、民間委託の体制を構築できるよう検討していく。

(5) 村民参画

- ・下水道事業では、村民の協力と理解などの意識向上により、経営に大きく影響する。積極的な下水道への接続による料金収入、モラルある排水など村民の参加が望まれる。

第5章 計画期間の設定

計画期間は、令和7年度決算見込みを基本に、10年以上の中長期的な視点から経営基盤の強化等に取り組むことができるように、合理的な期間とすることとし、下水道サービスの維持に不可欠な施設・設備の維持・更新に必要な期間を設定するものとする。

本計画では、事業期間の先行きがある程度見える10年間を計画期間とし、今後の下水道事業の取り組む方針を随時検討し、経営状況や社会経済情勢の変化を確認し、定期的な見直しを行うこととする。

計画期間：令和8年～令和17年までの10年間

第6章 投資・財政計画の策定

6-1. 投資試算の検討

支出の中心である投資について、計画期間内に合理的に実施する形での投資試算を取りまとめることとし、次の事項について取り組むものとする。

(1) 施設・設備の現状把握・分析、将来予測

施設・設備の現状は、「3-2. 下水道事業の整備状況」で示したとおり、特定環境保全公共下水道事業は平成9年度から整備を開始し、平成15年度に供用開始している。また、農業集落排水事業は平成8年度～平成14年度の7年間で整備し、平成13年度に供用開始している。処理施設やマンホールポンプの機械電気設備は、耐用年数を迎えているものが大半であり、機能低下や停止が懸念される。

このため、各施設の将来予測は次のとおりとする。

【管きょ】

本業務では、耐用年数に達していないため改築費は計上しない。

【マンホールポンプ】

マンホールポンプの躯体は鉄筋コンクリートであり、標準耐用年数50年に至っていないため今回の改築費は計上しない。

機械電気設備は令和7年度末で設置から20年以上が経過している。機械設備は状態監視保全、電気設備は時間計画保全から計上するところである。特定環境保全公共下水道事業は令和8年度以降毎年3,300千円、農業集落排水事業についても令和8年度以降毎年3,300千円発生するものとして計上する。

【処理施設】

処理場施設は、特定環境保全公共下水道事業についてはストックマネジメント計画に基づき機械電気設備の改築更新費を計上する。機械設備は状態監視保全または事後保全、電気設備は時間計画保全により更新費を計上することとする。ただし、土木建築設備は、耐用年数に達していないため計上しない。

農業集落排水処理施設については、機械電気設備の改築更新費は計上しないこととする。また、土木建築設備は、耐用年数に達していないため計上しない。

表6-1 処理施設改築更新費（特定環境保全公共下水道事業）

（単位：千円）

	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
機械電気設備	16,672	85,672	16,672	75,201	87,833
	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度	令和17年度
	16,672	80,807	72,343	17,005	16,672

【維持管理】

特定環境保全公共下水道事業、農業集落排水事業ともに、修繕費は令和2年度から令和6年度の決算の平均値を基準に、物価上昇率を加味し推計している。

なお、物価上昇率は内閣府が試算する「中長期の経済財政収支に関する試算」にてシミュレーションされている「消費者物価上昇率」に基づき、毎年1.0%（主に過去投影ケース）ずつ物価が上昇するものと仮定している。

【使用料金】

本村の使用料金は、基本料金1,800円/10³m³であり、全ての事業所（浴場・温泉等も含む）で同じである。超過料金は、11³m³から20³m³までは180円/m³、21³m³から50³m³までは200円/m³、51³m³から100³m³までは230円/m³、101³m³以上は270円/m³となっている。但し、浴場・温泉等は超過料金として100円/m³となっている。

【職員数】

平成18年までは、下水道課として3名（うち特定環境保全公共下水道担当1名）であり、平成22年以降は上下水道係として3名（うち特定環境保全公共下水道担当と農業集落排水担当の兼務1名）、現在は建設係として5名（うち特定環境保全公共下水道担当と農業集落排水担当の兼務1名）である。

本業務では、特定環境保全公共下水道担当1名として計上する。

6-2. 財源試算の検討

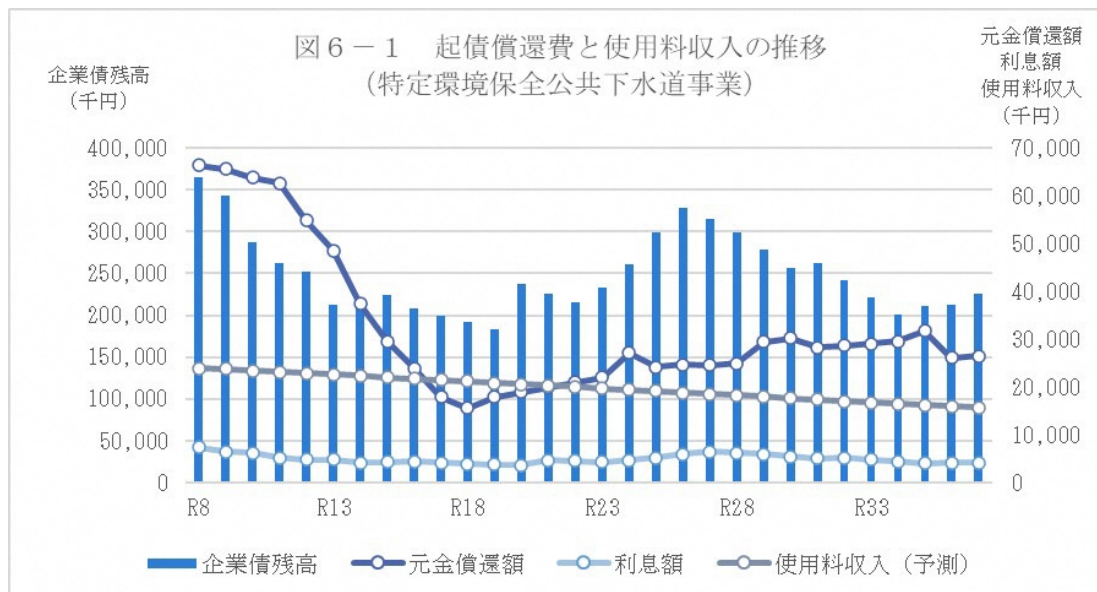
下水道事業は、料金収入をもって経営を行う独立採算制を基本原則としていることを踏まえ、計画期間内に必要な財政負担を賄う財源試算を取りまとめることとし、次の事項について取り組むものとする。

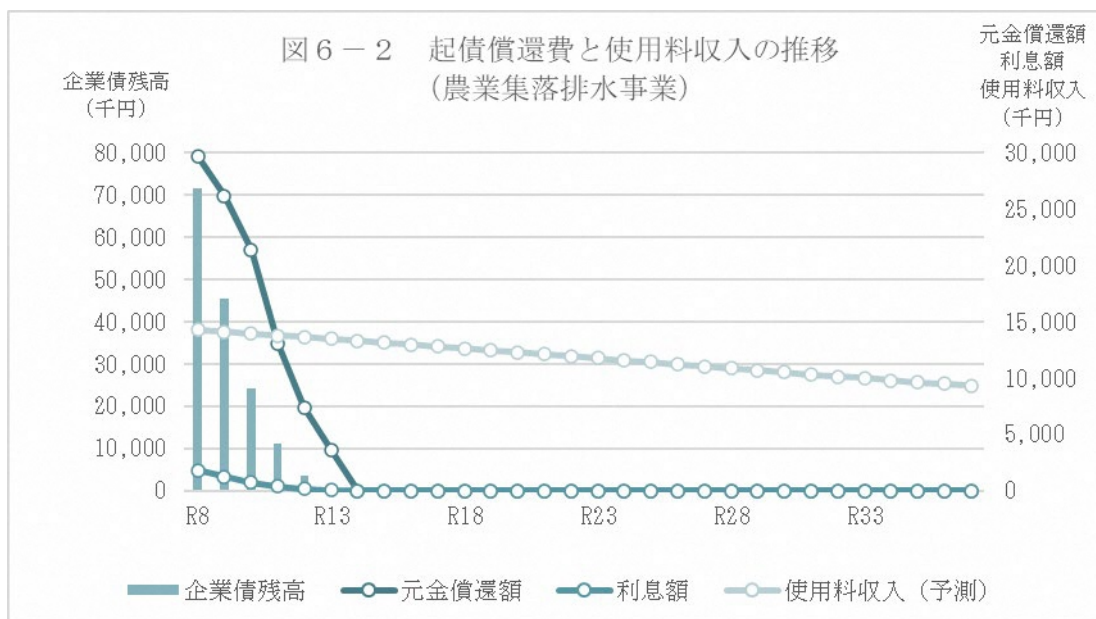
(1) 財務状況の適切な現状把握・分析、将来予測

起債残高及び起債償還額は、**図6-1**、**図6-2**に示すとおりである。

特定環境保全公共下水道事業の令和7年度末起債残高は、4億2,338万円であり、このうち3億9,300万円は当初整備に関わる起債の残高である。令和18年度には建設当初の起債は完済される予定である。今後の起債は、機械電気設備の改築更新に合わせて、投資額の50%の額について建設改良にかかる企業債を、償還期間15年（うち据置期間3年）、金利1.95%（地方公共団体金融機構貸付金利【令和7年11月26日時点の固定金利方式・半年賦元利均等の場合の長期貸付利率】）の条件で発行するものと予測する。

農業集落排水事業の令和7年度末起債残高は、1億139万円であり、令和13年度年にはこれまでの起債は完済される予定である。今後の起債は、改築更新時において発生する可能性がある。





なお、今回は加入率の向上を図るため使用料の変更に関する検討は行わないこととし、令和6年度の料金収入実績値と令和6年度の有収水量に基づく1m³当たり単価(特環：200.10円、農集：196.26円)に基づいて使用料収入を推計する。

(2) 財源構成の検討

財源は、基本的に使用料金で賄いたいところである。しかしながら、接続率の低迷により全てを賄うことは非常に難しい。現時点ですぐに黒字にするのであれば、使用料を値上げすれば可能であるが、接続率が低い状況で料金値上げはますます加入者が増えない要因となる。

よって、本計画では、料金値上げではなく、一般会計からの繰入金で不足分を補うこととする。

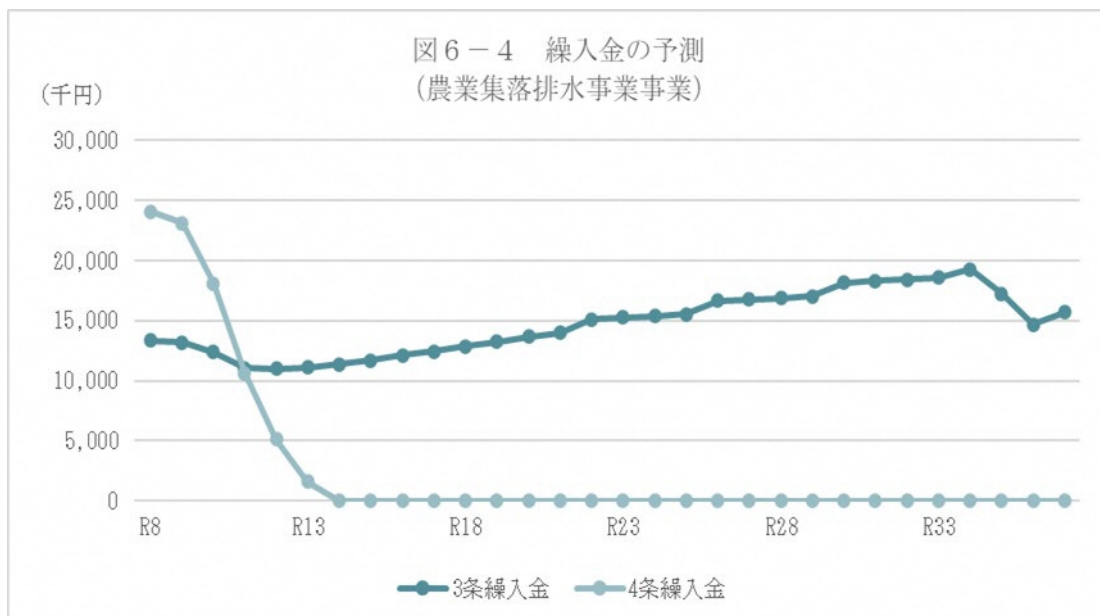
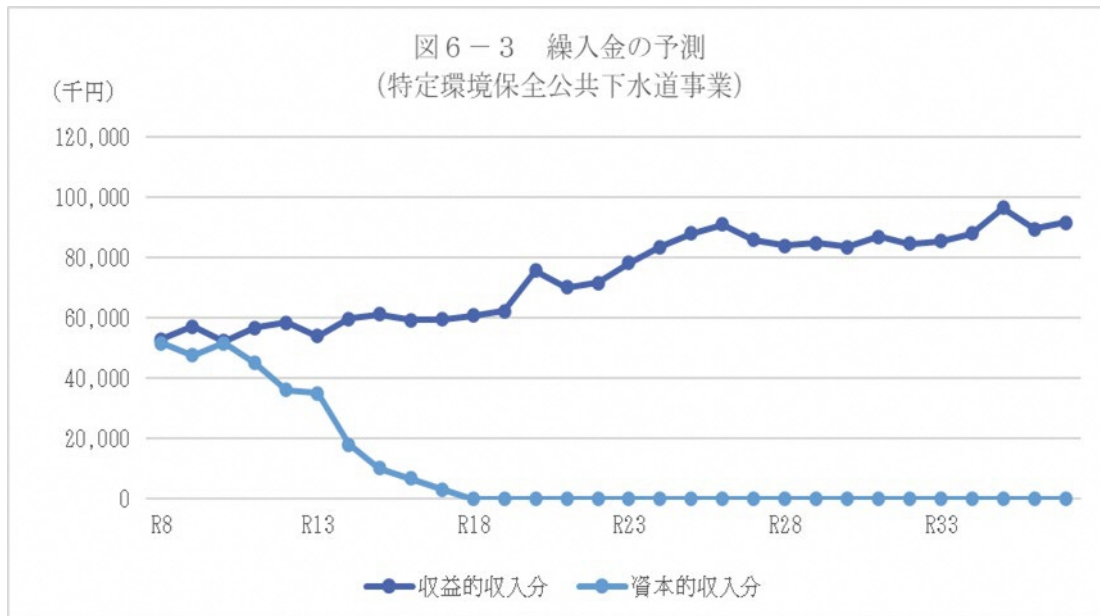
基準内の繰入金については、総務省の公表する「総務副大臣通知 令和7年度の繰出金について」に基づいて試算する。

基準外の繰入金については、収益的収入分は赤字補填額の見込みに基づいて試算する。資本的収入分は資金不足額に基づき試算する。

表6-2 繰入金基準額乗率

処理区域内人口密度(人/ha)	乗率
25未満	0.6
25以上50未満	0.5
50以上75未満	0.4
75以上100未満	0.3
100以上	0.2
特定環境保全公共下水道等	0.6

出典：令和7年4月1日 総財公第28号総務副大臣通知
令和7年度の地方公営企業繰出金について



6-3. 投資・財政計画の策定

計画期間内の収支見通しである投資・財政計画及び投資試算をはじめとする支出と財源試算により示される収入が均衡した形で策定することとし、策定に当っては、次の点に留意し計画を策定する。

- ・投資以外の経費の適切な算定
- ・収入と支出の均衡（整合性検証）
- ・赤字にならないように繰入金で賄う

第7章 効率化・健全化の取り組みへの提案

効率化・経営健全化に関する以下の点について所要の検討を行ったうえで経営戦略を改定するとともに、それに基づく取り組みを提案する。

(1) 加入促進による取り組み

加入率が低い状況には高齢化による後継者問題があり、「数年間の利用のために高額なお金を出してまで接続しない」と考え接続に関する金銭的負担が大きいことが挙げられる。このため、加入率が低い状況の改善策として、接続工事費用の一部助成による負担の軽減を図るよう検討する。

さらに、加入率向上への取り組みとして、接続の必要性など制度の普及啓発に努める。

(2) 効率的な運営に関する事項

特定環境保全公共下水道事業と農業集落排水事業の二つの処理場が稼働し汚水を処理している。処理場の維持管理費は高額であり、修繕又は更新が必要となる設備の種類と数量も多いため、運営に大きく影響する。このため、処理開始40年後を目標に統廃合について検討する。

さらに、当面は維持管理の民間委託を継続するが、民間の資金・ノウハウの活用を検討していく。

(3) 組織、人材、定員、給与に関する事項

新たな下水道施設を整備することは当面ないが、施設の老朽化や劣化による対応や維持管理といった事業が継続的に発生する。

このため、今後の施設の効率化を考えると2処理区を統廃合することが望ましく、運営するために組織化する必要がある、人材、定員、給与について検討していくことが重要である。

(4) 資産の有効活用

処理場には未利用地があり、ここを有効に活用していくための資産とし、目的外使用となるが、再生可能エネルギー施設や地域の還元施設などの建設用地として検討し、エネルギーの売電や利用料金の収入などを検討していく。

(5) 情報通信技術の活用

既存下水道台帳を活用し、ストックマネジメントや不明水の管理など無人異常時通報、さらには料金管理などと組み合わせ使用量検針など人手不足を解消するために情報通信技術を活用するように検討する。

(6) 資金不足比率に関する事項

公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 19 年法律第 94 号）に定める資金不足比率または地方財政法（昭和 23 年法律第 109 号）に定める資金の不足額がある場合には、その発生の要因を分析し、解消のための方策を明らかにする必要がある。

令和 6 年度決算では資金不足の状況は発生してしないが、今後の村財政による一般会計からの繰り入れが厳しくなった場合を想定し、財政状況の健全化に努める。

(7) 資金管理・調達に関する事項

下水道事業の独立採算は非常に厳しく、計画的に管理運営していかなければ事業として成り立たないため、専門人員の配置もしくは民間委託を検討していかなければならない。

適正かつ効率的な資金管理及び資金調達を行うとともに、内部留保の適切な活用を図るため、投資・財政計画と併せて資金計画の策定を目指す。

今後の展望

本村の下水道事業経営は、施設の概成により過去に発生した起債の償還と施設の維持管理費に投資している状況である。

この費用は、使用料金による収入と一般会計からの繰入金で賄っているが、物価上昇や施設の修繕費などにより増加している。一方、起債償還費は、施設の概成により新規施設の建設がほとんどないため、減少している。しかしながら、加入率が低く使用料金のみでの運営はできていない状況である。

このような状況を踏まえ、今回の経営戦略では10年間の収支計画を立案した。本村の下水道施設の経過年数は供用開始から特定環境保全公共下水道事業は23年、農業集落排水事業は25年を迎え、今後、劣化や老朽化が進むことは間違いない。このため、施設の機能低下や停止を避けるため、改築・更新などの工事が発生する。

また、加入者に安定したサービスを提供するために、施設の維持管理を継続的に行っていく必要がある、効率化を図りたいところである。

このため、本村の二つの下水道事業（湯川処理区と勝常処理区）の統廃合を含め、将来的なあり方について検討していくことが課題である。

この検討では、本格的な事業の黒字化を目指し、改築更新費を平準化した投資計画や使用料金の見直しによる安定した収入など、下水道事業の見える化を図り、次世代に引き継ぐことのできる下水道事業の方針の策定が重要である。このためには、ストックマネジメントによる計画的な維持管理が期待される。

さらに、加入率の低迷を脱却するため、村民の意識改善や普及啓発活動をより一層積極的に行い、もう一步進んだ下水道施設の有効活用を図るため、下水道のエネルギー化等も検討し、事業として地産地消を目指した取り組みを実現できるよう本計画の10年間に見直しを行い、5年に1度ローリングされることを期待する。

= 卷 末 資 料 =

[別添 1]

下水道ロードマップ

湯川村下水道事業経営戦略ロードマップ

国土交通省「下水道事業における収支構造適正化に向けた取組の推進について(令和2年7月22日)」に基づき、下水道事業における経費回収率の向上に向けたロードマップを以下に示します。

1. これまでの経過と取組

本村の下水道事業は、平成13年度に農業集落排水事業が、平成15年度に特定環境保全公共下水道事業がそれぞれ供用開始されました。

当初、両事業は特定環境保全公共下水道事業会計と農業集落排水事業会計としてそれぞれ事業を行ってきましたが、令和6年度に公営企業会計への移行に伴い下水道事業会計に一本化し、経営状況の透明化と効率的な事業運営を行っています。

経費回収率の向上に向けた取組みとしては、大きく分けて有収水量の確保、維持管理の効率化、使用料の適正化の3つが考えられます。

本村では、主に水洗化促進を図ることで、有収水量の確保に努めます。維持管理については、現在も処理場施設等において、民間委託を採用し、維持管理の効率化を図っているところですが、更なる効率化の検討を行うとともに、今後ウォーターPPPの導入等の可能性について検討していきます。

使用料については、投資・財政計画の長期試算では、減少見込みであり、将来は使用料改定が必要と考えられます。

物価の急上昇などで費用が増大した場合も収支均衡が難しくなることから、随時検証しながら、適切な時期に使用料の改定を検討します。

また、大きな乖離が無い場合においても、経営戦略の見直しの時期に合わせて、少なくとも5年に1度の頻度で、敵的な検証・見直しを実施し、併せて使用料改定の検討を実施します。

[別添2]

総務省 提出書類

湯川村下水道事業経営戦略

団 体 名 : 福島県湯川村

事 業 名 : 特定環境保全公共下水道事業

策 定 日 : 令和 8 年 3 月

計 画 期 間 : 令和 8 年度 ~ 令和 17 年度

1. 事業概要

(1) 事業の現況

① 施設

供用開始年度 (供用開始後年数)	平成15年度 (23年)	法適(全部適用・一部適用) 非適の区分	法適(一部)
処理区域内人口密度	20.6人/ha	流域下水道等への 接続の有無	無
処理区数	1処理区		
処理場数	1箇所		
広域化・共同化・最適化 実施状況*1	実績なし		

*1 「広域化」とは、一部事務組合による事業実施等の他の自治体との事業統合、流域下水道への接続を指す。
 「共同化」とは、複数の自治体で共同して使用する施設の建設(定住自立圏構想や連携中核都市圏に基づくものを含む)、広域化・共同化を推進するための計画に基づき実施する施設の整備(総務副大臣通知)、事務の一部を共同して管理・執行する場合(料金徴収等の事務の一部を一部事務組合によって実施する場合等)を指す。
 「最適化」とは、①他の事業との統廃合、②公共下水・集排、浄化槽等の各種処理施設の中から、地理的・社会的条件に応じて最適なものを選択すること(処理区の統廃合を含む。)、③施設の統廃合(処理区の統廃合を伴わない。)を指す。

② 使用料

一般家庭用使用料体系の 概要・考え方	基本使用料 10㎡まで 1,800円 超過使用料 11~20㎡ 180円/㎡ 21~50㎡ 200円/㎡ 51~100㎡ 230円/㎡ 101㎡以上 270円/㎡ 別途消費税相当額		
業務用使用料体系の 概要・考え方	一般家庭用使用料と同様		
その他の使用料体系の 概要・考え方	基本使用料 10㎡まで 1,800円 超過使用料 1㎡につき 100円 別途消費税相当額		
条例上の使用料*2 (20㎡あたり) ※過去3年度分を記載	令和3年度 3,960円 令和4年度 3,960円 令和5年度 3,960円	実質的な使用料*3 (20㎡あたり) ※過去3年度分を記載	令和3年度 4,363円 令和4年度 4,278円 令和5年度 4,402円

*2 条例上の使用料とは、一般家庭における20㎡あたりの使用料をいう。

*3 実質的な使用料とは、料金収入の合計を有収水量の合計で除した値に20㎡を乗じたもの(家庭用のみでなく業務用を含む)をいう。

③ 組織

職 員 数	1名
事業運営組織	湯川村産業建設課建設係

(2) 民間活力の活用等

民間活用の状況	ア 民間委託 (包括的民間委託を含む)	処理場及びマンホールポンプ場維持管理
	イ 指定管理者制度	無
	ウ PPP・PFI	無
資産活用の状況	ア エネルギー利用 (下水熱・下水汚泥・発電等) *4	無
	イ 土地・施設等利用 (未利用土地・施設の活用等) *5	無

*4 「エネルギー利用」とは、下水汚泥・下水熱等、下水道事業の実施に伴い生じる資源(資産を含む)を用いた収入増につながる取組を指す。

*5 「土地・施設等利用」とは、土地・建物等、下水道事業の実施に不可欠な資産を用いた、収入増につながる取組を指す(単純な売却は除く)。

(3) 経営比較分析表を活用した現状分析

※直近の経営比較分析表(「公営企業に係る「経営比較分析表」の策定及び公表について(公営企業三課室長通知)」による経営比較分析表)を添付するこ

令和7年度に公表されている令和6年度決算「経営比較分析表」を添付。
経営比較分析表内の経営及び施設の状況を示す経営指標を活用し、本村の経年比較や類似団体との比較、複数の指標を組み合わせた分析を実施している。

2. 将来の事業環境

(1) 処理区域内人口の予測

行政人口の減少に伴い、処理区域内人口の減少は避けられず、令和37年度には1,168人になると推測され、令和6年度処理区域内人口1,835人から667人減少する予測となっている。
水洗化人口は、処理区域内人口に令和6年度の水洗化率(69.2%)を乗じ推定した結果、令和37年度には809人になると推測され、令和6年度水洗化人口1,270人から461人減少する予測となっている。

(2) 有収水量の予測

処理区域内の人口減少により区域内の水洗化人口が減少し、併せて有収水量も減少していくものと仮定し、令和6年度の有収水量(122,874m³)を基準に、処理区域内における水洗化人口減少率を加味して有収水量を予測した。
その結果、有収水量は令和8年度の119,768m³から計画最終年度の令和17年度には107,667m³まで減少、さらに、30年後の令和37年度には78,443m³まで減少する見込みである。

(3) 使用料収入の見通し

処理区域内人口の予測値に、過去の使用料収入及び処理区域内人口に基づく平均使用料単価を乗じて使用料収入を予測、使用料収入は令和8年度の23,996千円から計画最終年度の令和17年度には21,544千円まで減少、さらに、30年後の令和37年度には15,696千円まで減少する見込みである。

(4) 施設の見通し

当村の今後の下水道事業の施設は、ストックマネジメント計画に基づき、建設改良を実施していく。
令和8年度から令和17年度までの計画期間中における事業費(累積)見通しは以下の通り。
・機械装置: 485,549千円
・マンホールポンプ: 33,000千円

(5) 組織の見通し

施設整備や維持管理の事務量を勘案の上、現状維持を図る。

3. 経営の基本方針

<p>○安全・安心でだれでも住める村</p> <ul style="list-style-type: none"> 生活に必要不可欠な下水道を継続的に機能させるために、ストックマネジメント計画に基づき、下水道施設の維持管理を計画的に実施していく。 災害時の被害による機能停止・低下を最小限にするため、総合的な地震対策に取り組み耐震化を図る。 近年全国的に増加している豪雨災害による浸水対策のため、浸水区域内にある設備の耐水化にも取り組む必要がある。 生活環境の保全には下水道への全戸加入を目指し、普及促進する。 <p>○安定した経営基盤の確立</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成8年から投資した下水道施設は、経過による老朽化や施設使用による劣化が生じる。このため、事業継続には改築や更新するための費用が掛かるため、できる限り費用の平準化を図る。 下水道事業は、生活に不可欠なインフラであるが、事業継続には経営が黒字であることが求められるため、安定した収入の確保と支出の抑制に努める。 住民には、下水道施設の機能の継続を確保し、安定したサービスを提供する。 <p>○体制</p> <ul style="list-style-type: none"> 下水道事業に関わる職員の確保、民間委託の体制を構築できるよう検討していく。 <p>○村民参画</p> <ul style="list-style-type: none"> 下水道事業では、村民の協力と理解などの意識向上により、経営に大きく影響する。積極的な下水道への接続による料金収入、モラルある排水など村民の参加が望まれる。
--

4. 投資・財政計画（収支計画）

- (1) 投資・財政計画（収支計画）：別紙のとおり
 ※赤字がある場合には(3)において、その解消方法が示されていることが必要
- (2) 投資・財政計画（収支計画）の策定に当たっての説明
- ① 収支計画のうち投資についての説明

目 標	耐用年数を経過する処理場・マンホールポンプ場施設を中心に修繕・改築工事を実施し、適切な維持管理に努め、予防保全型の対策により施設の長寿命化を図っていく。
-----	--

<p>○管渠、処理場等の建設・更新に関する事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ストックマネジメント支援制度を活用し、効率・計画的に改築更新を進めていく。 <p>○投資の平準化に関する事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ストックマネジメントを導入し、施設の管理区分を状態監視保全施設、時間計画保全施設、事後保全施設に設定し、計画的な点検・調査及び改築更新を行い、支出の平準化を図っていく。

② 収支計画のうち財源についての説明

目 標	安定した経営のため、経常収支比率を100%以上で維持し、一般会計からの繰入金を削減することを目標とする。また投資に必要な財源の確保にあたり、企業債については、世代間の公平性の確保に不可欠であり、償還金や利子等により経営が圧迫されないように努める。 詳細は「湯川村下水道事業経営戦略ロードマップ」参照。
-----	---

<p>○使用料収入の見直し、使用料の見直しに関する事項</p> <ul style="list-style-type: none"> 人口減少に比例して使用料収入も減少していくことを前提とした。 <p>○企業債に関する事項</p> <ul style="list-style-type: none"> 建設改良費については、50%を国庫補助金にて、残りの50%を企業債発行にて賄う前提で試算した。 <p>○繰入金に関する事項</p> <ul style="list-style-type: none"> 基準内繰入金：令和7年度における国が示す繰出通知に基づき試算 基準外繰入金：(収益的収入) 収支均衡となるように赤字補てん額を繰入 (資本的収入) 現金預金残高が令和6年度残高を下回らないように繰入

③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

<p>○職員給与費に関する事項</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和7年度の人員数が今後も続くと仮定し、令和6年度実績値に基づく一人当たり職員給与費を基準に、人事院公表資料「本年の給与勧告のポイントと給与勧告の仕組み（令和7年8月）」より令和2年度から令和6年度の幾何平均値0.9%をベースアップ率とし加味し、推計 <p>○動力費に関する事項</p> <ul style="list-style-type: none"> 過年度実績値を基準値とし、それに物価上昇率を加味して算定 <p>○修繕費に関する事項</p> <ul style="list-style-type: none"> 過年度実績値を基準値とし、それに物価上昇率を加味して算定 <p>○その他に関する事項</p> <ul style="list-style-type: none"> 過年度実績値を基準値とし、それに物価上昇率を加味して算定
--

(3) 投資・財政計画（収支計画）に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

(1)において、純損益（法適用）又は実質収支（法非適用）が計画期間の最終年度で黒字とならず、赤字が発生している場合には、赤字の解消に向けた取組の方向性、検討体制・スケジュールや必要に応じて経費回収率等の指標に係る目標値を記載すること。

* (1)において黒字の場合においても、投資・財政計画（収支計画）に反映することができなかった検討中の取組や今後検討予定の取組について、その内容等を記載すること。

① 今後の投資についての考え方・検討状況

* 処理区ごとに考え方が異なる場合は、処理区ごとに記載すること

広域化・共同化・最適化に関する事項	農業集落排水事業を特定環境保全公共下水道事業へ統合する計画について検討中
投資の平準化に関する事項	検討していない
民間活力の活用に関する事項 (PPP/PFIなど)	現在も施設の維持管理業務等において、民間委託を採用し、維持管理の効率化を図っているところであるが、引き続き、外部の専門性の高い技術や知識をもった人材活用等、更なる効率化の検討を行うとともに、今後ウォーターPPPの導入等の可能性についても検討していく。 詳細は「湯川村下水道事業経営戦略ロードマップ」参照。
その他の取組	特になし

② 今後の財源についての考え方・検討状況

使用料の見直しに関する事項	当村は高齢化が進む中、年金生活者が多数を占めている状況であり、近隣町村の動向を見極めながら時期を逸しないよう料金改定を検討する。 詳細は「湯川村下水道事業経営戦略ロードマップ」参照。
資産活用による収入増加の取組について	検討していない
その他の取組	特になし

③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況

民間活力の活用に関する事項 (包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFIなど)	現在も施設の維持管理業務等において、民間委託を採用し、維持管理の効率化を図っているところであるが、引き続き、外部の専門性の高い技術や知識をもった人材活用等、更なる効率化の検討を行うとともに、今後ウォーターPPPの導入等の可能性についても検討していく。 詳細は「湯川村下水道事業経営戦略ロードマップ」参照。
職員給与費に関する事項	現状の体制を維持できるよう努める。
動力費に関する事項	使用量に見合った削減となるよう検討する。
薬品費に関する事項	使用量に見合った削減となるよう検討する。
修繕費に関する事項	使用量に見合った削減となるよう検討する。
委託費に関する事項	使用量に見合った削減となるよう検討する。
その他の取組	特になし

5. 経営戦略の事後検証、改定等に関する事項

経営戦略の事後検証、改定等に関する事項	毎年度進捗管理を行い、また、5年ごとに見直しを行うことにより、本経営戦略の事後検証、更新を行っていく。ただし、経営状況の変化に応じて必要と判断される場合は、適宜見直しを実施する。
---------------------	---

原価計算表

供用開始年月日 平成15年4月22日
 処理区域内人口 1,835人
 計算期間 自令和8年4月
 至令和12年3月
 (5年間)

収入の部

項 目	金 額			
	最近1箇年間の実績	投資・財政計画計上額(A)	公費負担分(B)	使用料対象収支(A)-(B)
	千円	千円	千円	千円
使 用 料 (X)	24,587	23,445		23,445
受 託 工 事 収 益				0
そ の 他				0
合 計	24,587	23,445	0	23,445

支出の部

項 目	金 額				
	最近1箇年間の実績	投資・財政計画計上額(A)	公費負担分(B)	使用料対象収支(A)-(B)	
	千円	千円	千円	千円	
管渠費	人件費				
	給料				
	諸手当				
	福利費				
	修繕費	398	1,751		1,751
	材料費				
路面復旧費	委託料	1,207	673		673
	その他	49	10		10
	小 計	1,654	2,434	0	2,434
	ポンプ場費				
ポンプ場費	人件費				
	給料				
	諸手当				
	福利費				
	動力費				
	修繕費				
材料費	薬品費				
	委託料				
	その他				
	小 計	0	0	0	0
処理場費	人件費				
	給料				
	諸手当				
	福利費				
	動力費	4,658	3,719		3,719
	修繕費	16,656	6,087		6,087
材料費	薬品費	540			
	委託料	11,801	20,280	9,558	10,722
	その他	235	6,345	6,345	
	小 計	33,890	36,431	15,903	20,528
一般管理費	人件費				
	給料	3,361	3,485	3,485	
	諸手当	2,120	2,198	2,198	
	福利費	1,198	1,242	1,242	
	流域下水道管理				
	委託料	11,935	4,977	4,977	
その他	委託料	7,250	10,279	10,279	
	小 計	25,864	22,182	22,182	0
資本費	支払利息	9,585	6,040	6,040	
	減価償却費	86,077	86,981	86,981	
	企業債取扱諸費				
小 計	95,662	93,021	93,021	0	
合 計 (Y)	157,070	154,068	131,106	22,962	

資産維持費 (Z)	12,718
使用料対象経費 (Y) + (Z)	35,680

(X) / ((Y) + (Z)) * 100 = 65.71%

<使用料水準についての説明>

- 「経営戦略のひな型様式」に追加された原価計算表(令和4年1月25日付総務省通知「経営戦略」の推進について)により、総括原価の算定を実施しました。
- 上記算定期間における収支計画では、他会計補助金等の営業外収益などから、収支は黒字が見込まれています。
- その一方で、料金対象経費に対する料金収入の割合は約66%であり、100%を下回っている状況にあります。
- 以上を踏まえ、料金については今後の収支のバランスに注視しながら、料金改定の必要性を検討していきます。

※ 資産維持費 = 対象資産 (R8期首残高 + R12期末残高) ÷ 2 × 資産維持率 (3%)

- 投資・財政計画計上額(A)欄は、直近の料金算定期間内における平均値を記載すること。
- 起償償還額が減価償却額を超えるときは、当分の間、その差額を一般管理費のその他の欄に記載して差し支えないこと。
- 資産維持費は、将来の更新需要が新設当時と比較し、施工環境の悪化、高機能化(耐震化等)等により増大することが見込まれる場合に、使用者負担の期間的公平等を確保する観点から、実体資本を維持し、サービスを継続していくために必要な費用(増大分に係るもの)を、適正かつ効率的、効果的な中長期の改築(更新)計画に基づいて算定し、計上するもの。そのため、資産維持費(Z)欄は、「下水道使用料算定の基本的考え方(2016年版)」(公益社団法人日本下水道協会)を参考に、所有している資産の規模、経営環境等の実情に応じ、料金算定に適切に反映すべき費用を記載すること。

湯川村下水道事業経営戦略

団 体 名 : 福島県湯川村

事 業 名 : 農業集落排水事業

策 定 日 : 令和 8 年 3 月

計 画 期 間 : 令和 8 年度 ~ 令和 17 年度

1. 事業概要

(1) 事業の現況

① 施設

供用開始年度 (供用開始後年数)	平成13年度 (25年)	法適(全部適用・一部適用) 非適の区分	法適(一部)
処理区域内人口密度	16.8人/ha	流域下水道等への 接続の有無	無
処理区数	1処理区		
処理場数	1箇所		
広域化・共同化・最適化 実施状況*1	実績なし		

*1 「広域化」とは、一部事務組合による事業実施等の他の自治体との事業統合、流域下水道への接続を指す。
「共同化」とは、複数の自治体で共同して使用する施設の建設(定住自立圏構想や連携中枢都市圏に基づくものを含む)、広域化・共同化を推進するための計画に基づき実施する施設の整備(総務副大臣通知)、事務の一部を共同して管理・執行する場合(料金徴収等の事務の一部を一部事務組合によって実施する場合等)を指す。
「最適化」とは、①他の事業との統廃合、②公共下水・集排、浄化槽等の各種処理施設の中から、地理的・社会的条件に応じて最適なものを選択すること(処理区の統廃合を含む。)、③施設の統廃合(処理区の統廃合を伴わない。)を指す。

② 使用料

一般家庭用使用料体系の 概要・考え方	基本使用料 10m ³ まで 1,800円 超過使用料 11~20m ³ 180円/m ³ 21~50m ³ 200円/m ³ 51~100m ³ 230円/m ³ 101m ³ 以上 270円/m ³ 別途消費税相当額		
業務用使用料体系の 概要・考え方	一般家庭用使用料と同様		
その他の使用料体系の 概要・考え方	基本使用料 10m ³ まで 1,800円 超過使用料 1m ³ につき 100円 別途消費税相当額		
条例上の使用料*2 (20m ³ あたり) ※過去3年度分を記載	令和4年度 3,960円 令和5年度 3,960円 令和6年度 3,960円	実質的な使用料*3 (20m ³ あたり) ※過去3年度分を記載	令和4年度 4,340円 令和5年度 4,282円 令和6年度 4,318円

*2 条例上の使用料とは、一般家庭における20m³あたりの使用料をいう。

*3 実質的な使用料とは、料金収入の合計を有収水量の合計で除した値に20m³を乗じたもの(家庭用のみでなく業務用を含む)をいう。

③ 組織

職 員 数	1名
事業運営組織	湯川村産業建設課建設係

(2) 民間活力の活用等

民間活用の状況	ア 民間委託 (包括的民間委託を含む)	処理場及びマンホールポンプ場維持管理
	イ 指定管理者制度	無
	ウ PPP・PFI	無
資産活用の状況	ア エネルギー利用 (下水熱・下水汚泥・発電等) *4	無
	イ 土地・施設等利用 (未利用土地・施設の活用等) *5	無

*4 「エネルギー利用」とは、下水汚泥・下水熱等、下水道事業の実施に伴い生じる資源(資産を含む)を用いた収入増につながる取組を指す。

*5 「土地・施設等利用」とは、土地・建物等、下水道事業の実施に不可欠な資産を用いた、収入増につながる取組を指す(単純な売却は除く)。

(3) 経営比較分析表を活用した現状分析

※直近の経営比較分析表(「公営企業に係る「経営比較分析表」の策定及び公表について(公営企業三課室長通知)」による経営比較分析表)を添付すること。

令和7年度に公表されている令和6年度決算「経営比較分析表」を添付。
経営比較分析表内の経営及び施設の状況を示す経営指標を活用し、本村の経年比較や類似団体との比較、複数の指標を組み合わせた分析を実施している。

2. 将来の事業環境

(1) 処理区域内人口の予測

行政人口の減少に伴い、処理区域内人口の減少は避けられず、計画最終年度の令和37年度には717人になると推測され、令和6年度処理区域内人口1,126人から409人減少する予測となっている。
水洗化人口は、処理区域内人口に令和6年度の水洗化率(78.5%)を乗じ推定した結果、令和37年度には563人になると推測され、令和6年度水洗化人口884人から321人減少する予測となっている。

(2) 有収水量の予測

処理区域内の人口減少により区域内の水洗化人口が減少し、併せて有収水量も減少していくものと仮定し、令和6年度の有収水量(74,594m³)を基準に、処理区域内における水洗化人口減少率を加味して有収水量を予測した。
その結果、有収水量は令和8年度の72,709m³から計画最終年度の令和17年度には65,362m³まで減少、さらに、30年後の令和37年度には47,621m³まで減少する見込みである。

(3) 使用料収入の見通し

処理区域内人口の予測値に、過去の使用料収入及び処理区域内人口に基づく平均使用料単価を乗じて使用料収入を予測、使用料収入は令和8年度の14,270千円から計画最終年度の令和17年度には12,878千円まで減少、さらに30年後の令和37年度には9,346千円まで減少する見込みである。

(4) 施設の見通し

令和8年度以降、毎年3,300千円の建設改良工事を見込んでいる。

(5) 組織の見通し

施設整備や維持管理の事務量を勘案の上、現状維持を図る。

3. 経営の基本方針

○安全・安心でだれでも住める村
・生活に必要不可欠な下水道を継続的に機能させるために、下水道施設の維持管理を計画的に実施していく。
・災害時の被害による機能停止・低下を最小限にするため、総合的な地震対策に取り組み耐震化を図る。
・近年全国的に増加している豪雨災害による浸水対策のため、浸水区域内にある設備の耐水化にも取り組む必要がある。
・生活環境の保全には下水道への全戸加入を目指し、普及促進する。

○安定した経営基盤の確立
・平成8年から投資した下水道施設は、経過による老朽化や施設使用による劣化が生じる。このため、事業継続には改築や更新するための費用が掛かるため、できる限り費用の平準化を図る。
・下水道事業は、生活に不可欠なインフラであるが、事業継続には経営が黒字であることが求められるため、安定した収入の確保と支出の抑制に努める。
・住民には、下水道施設の機能の継続を確保し、安定したサービスを提供する。

○体制
・下水道事業に関わる職員の確保、民間委託の体制を構築できるよう検討していく。

○村民参画
・下水道事業では、村民の協力と理解などの意識向上により、経営に大きく影響する。積極的な下水道への接続による料金収入、モラルある排水など村民の参加が望まれる。

4. 投資・財政計画（収支計画）

- (1) 投資・財政計画（収支計画）：別紙のとおり
 ※赤字がある場合には(3)において、その解消方法が示されていることが必要
- (2) 投資・財政計画（収支計画）の策定に当たっての説明
- ① 収支計画のうち投資についての説明

目 標	耐用年数を経過する処理場・マンホールポンプ場施設を中心に修繕・改築工事を実施し、適切な維持管理に努め、予防保全型の対策により施設の長寿命化を図っていく。
-----	--

<p>○管渠、処理場等の建設・更新に関する事項 効率的・計画的に改築更新を進めていく。</p> <p>○投資の平準化に関する事項 計画的な改築更新を行い、支出の平準化を図っていく。</p>
--

② 収支計画のうち財源についての説明

目 標	安定した経営のため、経常収支比率を100%以上で維持し、一般会計からの繰入金を削減することを目標とする。 詳細は「湯川村下水道事業経営戦略ロードマップ」参照。
-----	--

<p>○使用料収入の見直し、使用料の見直しに関する事項 人口減少に比例して使用料収入も減少していくことを前提とした。</p> <p>○繰入金に関する事項 ・基準内繰入金：令和7年度における国が示す繰出通知に基づき試算 ・基準外繰入金： （収益的収入）収支均衡となるように赤字補てん額を繰入 （資金的収入）現金預金残高が令和6年度残高を下回らないように繰入</p>

③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

<p>○動力費に関する事項 過年度実績値を基準値とし、それに物価上昇率を加味して算定</p> <p>○修繕費に関する事項 過年度実績値を基準値とし、それに物価上昇率を加味して算定</p> <p>○その他に関する事項 過年度実績値を基準値とし、それに物価上昇率を加味して算定</p>
--

(3) 投資・財政計画（収支計画）に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

(1)において、純損益（法適用）又は実質収支（法非適用）が計画期間の最終年度で黒字とならず、赤字が発生している場合には、赤字の解消に向けた取組の方向性、検討体制・スケジュールや必要に応じて経費回収率等の指標に係る目標値を記載すること。

* (1)において黒字の場合においても、投資・財政計画（収支計画）に反映することができなかった検討中の取組や今後検討予定の取組について、その内容等を記載すること。

① 今後の投資についての考え方・検討状況

* 処理区ごとに考え方が異なる場合は、処理区ごとに記載すること

広域化・共同化・最適化に関する事項	農業集落排水事業を特定環境保全公共下水道事業へ統合する計画について検討中
投資の平準化に関する事項	検討していない
民間活力の活用に関する事項 (PPP/PFIなど)	現在も施設の維持管理業務等において、民間委託を採用し、維持管理の効率化を図っているところであるが、引き続き、外部の専門性の高い技術や知識をもった人材活用等、更なる効率化の検討を行うとともに、今後ウォーターPPPの導入等の可能性についても検討していく。 詳細は「湯川村下水道事業経営戦略ロードマップ」参照。
その他の取組	特になし

② 今後の財源についての考え方・検討状況

使用料の見直しに関する事項	当村は高齢化が進む中、年金生活者が多数を占めている状況であり、近隣町村の動向を見極めながら時期を逸しないよう料金改定を検討する。 詳細は「湯川村下水道事業経営戦略ロードマップ」参照。
資産活用による収入増加の取組について	検討していない
その他の取組	特になし

③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況

民間活力の活用に関する事項 (包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFIなど)	現在も施設の維持管理業務等において、民間委託を採用し、維持管理の効率化を図っているところであるが、引き続き、外部の専門性の高い技術や知識をもった人材活用等、更なる効率化の検討を行うとともに、今後ウォーターPPPの導入等の可能性についても検討していく。 詳細は「湯川村下水道事業経営戦略ロードマップ」参照。
職員給与費に関する事項	現状の体制を維持できるよう努める。
動力費に関する事項	使用量に見合った削減となるよう検討する。
薬品費に関する事項	使用量に見合った削減となるよう検討する。
修繕費に関する事項	使用量に見合った削減となるよう検討する。
委託費に関する事項	使用量に見合った削減となるよう検討する。
その他の取組	特になし

5. 経営戦略の事後検証、改定等に関する事項

経営戦略の事後検証、改定等に関する事項	毎年度進捗管理を行い、また、5年ごとに見直しを行うことにより、本経営戦略の事後検証、更新を行っていく。ただし、経営状況の変化に応じて必要と判断される場合は、適宜見直しを実施する。
---------------------	---

【別紙】

様式第2号（法適用企業・資本的収支）

【農業集落排水事業】

投資・財政計画 (収支計画)

年 度		前々年度 (決算)	前年度 (決算見込)	本年度	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	(単位:千円, %)		
					R8 2026年度	R9 2027年度	R10 2028年度	R11 2029年度	R12 2030年度	R13 2031年度	R14 2032年度	R15 2033年度	R16 2034年度	R17 2035年度		計画期間 (R8~12)内 平均値	
区 分																	
資 本 的 収 入	資 本 的 収 入	1. 企 業 債	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
		うち 資本費平準化債	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		2. 他 会 計 出 資 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		3. 他 会 計 補 助 金	29,980	15,848	19,350	24,100	23,100	18,100	10,600	5,100	1,600	0	0	0	0	0	16,200
		4. 他 会 計 負 担 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		5. 他 会 計 借 入 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		6. 国(都道府県)補助金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		7. 固 定 資 産 売 却 代 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		8. 工 事 負 担 金	0	200	400	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200
	9. そ の 他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	計 (A)	29,980	16,048	19,750	24,300	23,300	18,300	10,800	5,300	1,800	200	200	200	200	200	16,400	
	(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額 (B)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	純 計 (A)-(B) (C)	29,980	16,048	19,750	24,300	23,300	18,300	10,800	5,300	1,800	200	200	200	200	200	16,400	
	支 出	資 本 的 支 出	1. 建 設 改 良 費	0	2,945	946	3,300	3,300	3,300	3,300	3,300	3,300	3,300	3,300	3,300	3,300	3,300
うち 職員給与費			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
2. 企 業 債 償 還 金			29,980	30,570	30,787	29,719	26,195	21,389	13,021	7,408	3,659	0	0	0	0	0	19,546
3. 他 会 計 長 期 借 入 返 還 金			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
4. 他 会 計 へ の 支 出 金			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
5. そ の 他			0	1	13	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計 (D)	29,980	33,516	31,746	33,019	29,495	24,689	16,321	10,708	6,959	3,300	3,300	3,300	3,300	3,300	22,847		
資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (D)-(C) (E)		0	17,468	11,996	8,719	6,195	6,389	5,521	5,408	5,159	3,100	3,100	3,100	3,100	6,447		
補 填 財 源	補 填 財 源	1. 損 益 勘 定 留 保 資 金	0	8,520	7,413	6,640	5,876	5,280	4,970	4,883	4,883	3,100	3,100	3,100	3,100	5,530	
		2. 利 益 剰 余 金 処 分 額	0	4,809	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		3. 繰 越 工 事 資 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		4. そ の 他	0	4,139	4,583	2,079	319	1,109	552	525	276	0	0	0	0	0	917
計 (F)	0	17,468	11,996	8,719	6,195	6,389	5,521	5,408	5,159	3,100	3,100	3,100	3,100	6,447			
補 填 財 源 不 足 額 (E)-(F) (G)		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
他 会 計 借 入 金 残 高 (H)		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
企 業 債 残 高 (H)		162,748	132,178	101,391	71,671	45,477	24,088	11,067	3,659	0	0	0	0	0	0		

○他会計繰入金

(単位:千円)

年 度		前々年度 (決算)	前年度 (決算見込)	本年度	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	計画期間 (R8~12)内 平均値
区 分					2026年度	2027年度	2028年度	2029年度	2030年度	2031年度	2032年度	2033年度	2034年度	2035年度	
収 益 的 収 支 分	収 益 的 収 支 分	26,617	28,953	38,954	13,341	13,179	12,403	11,039	11,025	11,108	11,380	11,688	12,121	12,455	12,197
	うち 基準内繰入金	26,617	15,046	14,459	13,341	12,179	11,403	11,039	11,025	11,108	11,380	11,688	12,121	12,455	11,797
	うち 基準外繰入金	0	13,907	24,495	0	1,000	1,000	0	0	0	0	0	0	0	400
資 本 的 収 支 分	資 本 的 収 支 分	29,980	15,848	19,350	24,100	23,100	18,100	10,600	5,100	1,600	0	0	0	0	16,200
	うち 基準内繰入金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	うち 基準外繰入金	29,980	15,848	19,350	24,100	23,100	18,100	10,600	5,100	1,600	0	0	0	0	16,200
合 計		56,597	44,801	58,304	37,441	36,279	30,503	21,639	16,125	12,708	11,380	11,688	12,121	12,455	28,397

原価計算表

供用開始年月日 平成 13 年 6 月 1 日
 処理区域内人口 1,126 人
 計算期間 自 令和 8 年 4 月
 至 令和 12 年 3 月
 (5 年間)

収入の部

項 目	金 額			
	最近1箇年間の実績	投資・財政計画計上額(A)	公費負担分(B)	使用料対象収支(A)-(B)
使 用 料 (X)	千円 14,640	千円 13,960	千円	千円 13,960
受 託 工 事 収 益				0
そ の 他	15	15		15
合 計	14,655	13,975	0	13,975

支出の部

項 目	金 額					
	最近1箇年間の実績	投資・財政計画計上額(A)	公費負担分(B)	使用料対象収支(A)-(B)		
管 渠 費	人 件 費	給 料	千円	千円	千円	千円
		諸 手 当				
		福 利 費				
	修 繕 費					
	材 料 費					
	路 面 復 旧 費					
	委 託 料	614	185		185	
そ の 他	153	30		30		
小 計	767	215	0	215		
ポ ンプ 場 費	人 件 費	給 料				
		諸 手 当				
		福 利 費				
	動 力 費					
	修 繕 費					
	材 料 費					
	委 託 料					
そ の 他						
小 計	0	0	0	0		
処 理 場 費	人 件 費	給 料				
		諸 手 当				
		福 利 費				
	動 力 費	4,081	3,575		3,575	
	修 繕 費	1,730	1,930		1,930	
	材 料 費					
	委 託 料	3,361	4,287		4,287	
そ の 他	9,280	7,228	3,661	3,567		
小 計	18,452	17,020	3,661	13,359		
一 般 管 理 費	人 件 費	給 料				
		諸 手 当				
		福 利 費				
	流域下水道管理運営費負担金					
	委 託 料	615	210	210		
	そ の 他	3,331	1,934	1,934		
小 計	3,946	2,144	2,144	0		
資 本 費	支 払 利 息	2,984	863	863		
	減 価 償 却 費	42,308	42,785	42,785		
	企 業 債 取 扱 諸 費					
小 計	45,292	43,648	43,648	0		
合 計 (Y)	68,457	63,027	49,453	13,574		

資 産 維 持 費 (Z)	5,368
使 用 料 対 象 経 費 (Y) + (Z)	18,942

(X) / ((Y) + (Z)) * 100 = 73.70%

<使用料水準についての説明>

- ・「経営戦略のひな型様式」に追加された原価計算表(令和4年1月25日付総務省通知『「経営戦略」の推進について』)により、総括原価の算定を実施しました。
- ・上記算定期間における収支計画では、他会計補助金等の営業外収益などから、収支は黒字が見込まれています。
- ・その一方で、料金対象経費に対する料金収入の割合は約74%であり、100%を下回っている状況にあります。
- ・以上を踏まえ、料金については今後の収支のバランスに注視しながら、料金改定の必要性を検討していきます。

※ 資産維持費=対象資産(R8期首残高+R12期末残高)÷2×資産維持率(3%)

交付要件確認チェックシート

別紙 1

	チェックシート記載日	都道府県名	市町村名
	令和8年3月31日	福島県	湯川村
1. 公営企業会計の適用状況	適用済み	適用年度	未適用
	✓	令和6年度	
2. 令和2年度以降※、少なくとも5年に1回の頻度で、下水道使用料の改定の必要性に関する検証を実施 ※令和2年度までに公営企業会計適用していない場合、「公営企業会計適用した年度以降」とする。）	実施済み	実施年度	未実施
			✓
3. 経営戦略の内容			
①経営健全化に関する定量的な業績指標及び目標年限が記載されているか	記載済み	/	未記載
	✓		
②a 経費回収率向上に向け、収入増加のための具体的取組及び実施時期が記載されているか（使用料の改定、下水道施設・未利用資源の有効活用や接続促進による収入増など、収入を増加させるための取組が記載されていれば可）	記載済み	/	未記載
	✓		
②b 経費回収率向上に向け、支出削減のための具体的取組及び実施時期が記載されているか（包括的民間委託等による維持管理費の削減（新規・継続問わず）や新技術の導入、広域化・共同化、処理場の運転方法の見直し、電力契約の見直しなど、支出削減のための取組が記載されていれば可）	記載済み	/	未記載
	✓		
③収支構造の更なる適正化に向けて、少なくとも5年に1度の頻度で、定期的に検証・見直しを行う旨が記載されているか（表現ぶりは、「〇年毎に検証する」といった大まかなもので可とする※） ※「検証・見直し」の具体的内容としては、収支実績・取組効果の確認、業績目標or収支見通しとの乖離の確認及びその原因分析、今後の取組について検討、見直しを行い、収支見通しの改定等を行うことを想定しており、関連する記述の有無で判断する。	記載済み	/	未記載
	✓		
4. 経営戦略が公表されているか	公表済み	/	未公表
	✓		

【記入要領】

- ・上記1.～4.の全てについて記載すること。
- ・1. で公営企業会計適用済みと回答した団体については、令和7年度以降（令和2年度以降に公営企業会計を適用した団体については、適用年度から5年経過以降）、2.、3.（②はaとbのいずれかのみで可）、4. の全てを満たしていることが交付要件となる。
- ・なお、人口3万人以上の地方公共団体については、令和2年度以降の予算決算が公営企業会計に基づくものに移行していること、人口3万人未満の地方公共団体については、令和6年度以降の予算決算が公営企業会計に基づくものに移行していることを交付要件としている。

①経営健全化に関する定量的な業績指標及び目標年限(該当部分抜粋)

都道府県名	市町村名	経営戦略名：湯川村下水道事業経営戦略
福島県	湯川村	

3. 業績目標

収支構造適正化に向けた取組みとして、指標に目標値を設定し、達成に向けた評価基準とします。

(特定環境保全公共下水道事業)

指標名	単位	R6	R12	R17	達成基準
		2024	2030	2035	
		現状	目標値	目標値	
経常収支比率	%	104.7%	100%	100%	100%以上
水洗化率	%	69.2%	72.0%	75.0%	

(農業集落排水事業)

指標名	単位	R6	R12	R17	達成基準
		2024	2030	2035	
		現状	目標値	目標値	
経常収支比率	%	113.1%	100%	100%	100%以上
水洗化率	%	78.5%	80.0%	83.0%	

